



Title	国王自由人学説とその問題点（三） —中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ—
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 12(4), 1-68
Issue Date	1962-03-29
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16016">https://hdl.handle.net/2115/16016</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	12(4)_p1-68.pdf



国王自由人学説とその問題点 (三)

——中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ——

石 川 武

目 次

はじめに

主要文献略語表

第一章 概括的序論

第一節 国王自由人の国制史的位置

第二節 国王自由人学説の学説史的意義

第二章 ゲルマン時代における豪族支配体制とタキトウスの自由人

第一節 問題の提起

第二節 タキトウスの自由人における自由の根拠

第三節 タキトウスの自由人の社会的存在形態(以上本誌第一二巻第二号)

第三章 諸部族の形成と豪族支配体制・部族太公制・軍隊王権

第一節 序論——諸部族の形成

第二節 部族太公制と豪族支配体制

第三節 軍隊王権

第四章 諸部族法典の人命金秩序——完全自由人と国王自由人

第一節 問題の所在——マイヤー説の形成過程（以上本誌第一二巻第三号）

第二節 『レークス・サリカ』の人命金秩序と国王自由人

第三節 諸部族法典の人命金秩序と完全自由人

第五章 メーロヴィンガーの軍制——「ロマーヌス」・「レウデイス」をめぐる問題

第一節 問題の所在——ダンネンバウアーにおけるメーロヴィンガーの軍隊

第二節 「ロマーヌス」をめぐる問題

第三節 「レウデイス」をめぐる問題（以上本号）

第六章 国王自由人の組織——国王自由人とツェンテナ・王領地と国家領（以下次号）

第七章 国王自由人・グラーフシャフト・豪族支配領域

第八章 国王自由人の概念とその歴史的展望

あとがき

第二節 『レークス・サリカ』の人命金秩序と国王自由人

われわれは、諸部族法典の自由人そのものにとりかかると、ここではまず、『レークス・サリカ』の中に、果して、「完全」自由人とは区別された「国王自由人」、ないしそれに相当する身分が見出されるか、という問題を検討する。

一つには、前節においてマイヤー説の形成過程を分析した結果、われわれの疑問がこの点に集中したためであるが、今一つには、「リーテン」「国王自由人」という理解が、マイヤーをして、諸部族法典の自由人は「完全自由人」である、と割り切らせるにいたった——少なくとも一つの——論理的前提と考えられるからである。

(一) まず、きわめて単純な事実の確認からはじめたい。マイヤーが「国王自由人」であると考えたのは、「リーテン」・「プエル・レーギス」・「ロマーヌス（ポッセソール）」という三つの身分であるが、これらは、いうまでもなく、『レークス・サリカ』の中には、このような名前で登場してくる。しかも、それらの名称そのものの中に、あるいは、それらに関する——人命金秩序以外の——諸規定の中に、彼らが「自由人」である、ということを押定せしめる手がかりとなるものは全く存在しない。したがって、彼らを「自由人」である、と主張するためには、まさにマイヤーがそうしたように、「人命金秩序」を分析するほかはないのである。

(二) 結論的にいえば、『レークス・サリカ』の人命金秩序そのものは、さし当り、ほぼマイヤーが叙述した通りのものである。すなわち、そこには、「国王勤務は人命金を三倍にする」という「王権的人命金秩序」の原則と、その原則によって三倍にされる以前の——仮にマイヤーの表現を借りるなら——「部族法的人命金秩序」が並存していると考へてもよい。

しかし、念のために断わっておくならば、そのばあい、つぎのことに注意する必要がある。というのは、「王権的人命金秩序」といっても、それは右の原則のみを意味するのだ、ということである。別な言葉でいえば、この原則は、「自由人」にも「リーテン」などにも、同じように適用されているのであって、「リーテン」などだけに許された特権ではない。したがって、この原則が適用されるばあい、ほかならぬ「部族法的人命金秩序」が「三倍にされた」のであって、それが、それとは全く無関係な「王権的人命金秩序」によって抹殺された、という意味で「排除された」のではない。

たとえば、『殺害せられたるグラフについて』規定する第五章を見よう。「プエル・レーギス」である「サケバ

ロ」が三〇〇ソリドゥスの人命金をもつ、という規定は、その二に見出される。ところが、その三は、「自由人」たる「サケバロ」の人命金を六〇〇ソリドゥスと定めている。すなわち、「自由人」の「部族法的人命金」の三倍、「プエル・レーギス」たる「サケバロ」の二倍である。換言すれば、同じく「サケバロ」として国王に勤務している「自由人」と「プエル・レーギス」のあいだには、その人命金の上で、依然として「部族法的人命金秩序」に対応する格差が存在しているのであり、その限りで、「プエル・レーギス」は依然として「プエル・レーギス」である、と考えなくてはならない。因みに、マイヤー自身も、「完全自由人」と「国王自由人」の峻別について語ろうとするときには、つきつめていえば、こうした考え方を認めているのである。<sup>(1)</sup>

(三) それにもかかわらず、国王に勤務する「リーテン」などを「国王自由人」と考えるためには、人命金の額が直ちに身分の上に反映する、ということ的前提しなくてはならない。マイヤーは、『国王自由人』の論文において、まさしくこのことを前提したのである。そうして、この前提をたてることよつてのみ、国王に勤務する「リーテン」など（その人命金は三〇〇ソリドゥス）を、実質上「自由人」（その人命金は二〇〇ソリドゥス）である、と主張する論拠がえられたのであった。

しかし、こうした前提によつて、逆に説明不可能な事態が発生する。第一に、このばあい、「完全自由人」（<sup>インスマックス</sup>自由人）の人命金（二〇〇ソリドゥス）の方が、「国王自由人」（国王に勤務する「リーテン」など）のそれ（三〇〇ソリドゥス）より低い。それなのに、どうして、「完全自由人」と「国王自由人」の峻別について語りうるのか。しかし、われわれは、ここではこの問題に立ち入らない（<sup>本章・第三節、第五</sup>章・第三節を参照）。ここでの問題は、そのばあい、国王に勤務しない「リーテン」などを、どうして「国王自由人」と考えることができるか、ということである。答は簡単である。一般の「プエル・

「レーギス」の人命金は「自由人」の半額にすぎないのだから、右の前提に従う限り、何としてもそれを「自由人」であると考えざるわけにはいかない。しかし、先にも指摘しておいたように、まさにそのことが言えなくては、マイヤー説は成立しないのである。『国王自由人』ならびにそれ以後におけるマイヤー説は、国王に勤務している「リーテン」などについてしか言えないことを、「リーテン」などそれ自体についても言える、と錯覚したことによって成立したのではあるまいか。

（四） これまでのところでは、『国王自由人』におけるマイヤーの論旨に沿って、「リーテン」などの人命金を「自由人」のそれを基準にして考えてきた。しかし、マイヤーのいうように、「完全自由人」と「国王自由人」とはもともと峻別さるべきものであり、しかも諸部族法典の「自由人」が「完全自由人」である、というのなら、「リーテン」などを「自由人」の人命金を基準にしてはかること自体がまちがいかも知れない。そこで、以下においては念のため、「リーテン」などがたとえ「部族法的自由人」とは比肩しえないまでも、それ以外のメルクマールに照して、これを「国王自由人」と考えることはできないか、ということを検討してみる。

（i） まず「リーテン」について。これについては、すぐあとのところで（本節五）項を改めて検討することにするが、ここであらかじめ、その結論だけを述べておくなら、それは、いかなる意味においても、「国王自由人」とは考えられない。

（ii） つぎに「ロマーヌス」について。これについても、行論の便宜上次章（第二節）において改めて検討する。彼らの国王に対する関係は、『レークス・サリカ』の諸規定からは知りえないからである。ここでもあらかじめ、結論的見通しだけを述べておくなら、彼らは、少なくとも「自由人」であり、国王に対して直接に租税を負担していた、と

思われるが、彼らが国王に対して軍役義務を負っていたか、という点には、かなり疑問がある。

(iii) 最後に「プエル・レーギス」について。彼らの実態は必ずしも明らかでないが、その名称から推測すると、

おそらく、国王の身边にあつて、個人的な奉仕をおこなつていたのではあるまいか。そうだとすると、おそらく彼らは、国王以外のなんびとに対しても、ライプアイグネとして従属してはいない。また彼らは、たとえ軍役義務ではないにせよ、国王との間にきわめて緊密な勤務関係をもつていた、ということもいえる。彼らは、広い意味では、「ケーニヒスマン」であつた、といつてもよい。しかも以上のことは、およそ「プエル・レーギス」である限り、そのすべての者についているのである。

しかし、ここにも、きわめて困難な問題が伏在している。その一つは、彼らは通常「国王の奴隸」と解されている、ということである。別な言葉でいえば、彼らはほかならぬ国王には「ライプアイグネ」として隷属している。マイヤーの定義(本章・第(一節・一))からすれば、国王の「ウンテルタン」ではなく、その「ライプアイグネ」である彼らを、「国王自由人」とはいえないはずではないか。しかし、この点は、「プエル・レーギス」の実態が不明の今日、たとえば彼らを「国王の小姓」のごときものと解することにより、決定的な難点とならないですむかも知れない。

だがさらにもう一つの困難がある。というのは、先にもふれた第五章・二によると、まさにこの「プエル・レーギス」の中から、幾人かの者がさらに「サケバロ」となり、「人命金と機能の上で」、「サケバロ」にならない「プエル・レーギス」を「凌駕」する。このばあい、「プエル・レーギス」そのものを「国王自由人」であると考ええると、既に「国王自由人」そのものの中に、より国王に近い層としからざる層とが存在することになる。しかも、この二つの層を、第一章いらい述べてきた広狭二つの国王従士団——「アントウルステイオーネン」と「レウデース」——に対応

させて考へるわけにはいかない。「アントウルステイオーネン」は、「サケバロ」たる「プエル・レーギス」のさらに倍額の人命金を有しており、それより一段上の階層をなしているからである。

この最後の点は、いうまでもなく、「リーテン」『レークス・サリカ』には、「リーテン」が國王に勤務するばあいについて、何も規定されていないが、仮に國王に勤務する「リーテン」があったとして）ならびに「ロマヌス」(「コンヴィヴァ・レーギス」と「ロマヌス・ポッセソレス」)に関しても、同様に妥当する。要するに、『レークス・サリカ』の人命金秩序を根拠にして、部族法上の「自由人」より一段下に位する諸身分の中から、「國王自由人」という統一的身分、をひき出そうとしても、その見込みはほとんどないといつてよいであらう。

(四) 本節の最後に、先ほど留保しておいた「リーテン」の問題を検討する。実は、『レークス・サリカ』の「リーテン」に関する諸規定を調べてみると、それが「國王自由人」でありえない、ということとは、あまりにも明白なのである。マイヤーが右のごときを錯覚を犯したとして、それは一応理解できないことはないが(ある學說が定式化される過程において意外にしばしば見られる現象である)、卒直に言つて私には、ドイツの學界で——またわが国ではたとえば世良教授が——なぜその錯覚を見逃しているのか、全く不思議でならない。

まず、第五〇章『信約について』の一では、「誰か自由人もしくはリートウスが信約をなしたるときは……:」というわけで、「リーテン」は「自由人」と肩を並べて、少なくともそれに次ぐものとして登場する。極言すると、マイヤー説のような読み方ができるのは、この箇所だけである。しかし、ここでも、われわれは、できるだけマイヤー説に有利なように読まなくてはなるまい。そうすると、第二章『徒党にてなされたる殺人について』の四には、「ローマ人またはリートウスおよびプエル・レーギス」については上述の法定贖罪金は半額支払わるべし」とあり、「リ

「リーテン」は「ローマ人」・「プエル・レーギス」と同列に現われているから、仮に後の二者を——人命金秩序以外の論拠から——「国王自由人」と考えうるとすれば、これもマイヤー説の根拠になりえないわけではない。さらに、第一章『自由人の掠奪について』の七、「しかるにプエル・レーギスまたはリートゥスが自由人たる婦女を曳き去りたる場合には……」という規定も、そこだけ孤立させて表面的に読むならば、同じように理解できないことはない。

しかし、どんなにマイヤー説を支持しようとしても、そこまでが限度である。『レークス・サリカ』において、「リーテン」が登場してくる章は、もう二つあるのだが、そのいずれのばあいも、「リーテン」が誰かある「ヘル」に從属している、ということを前提しているからである。まず、第二十六章『解放せられたるリベルトゥス』についての一には、「誰か自由人が他人のリートゥスをばその主人の承諾なしに国王の面前にて、デナリウス貨幣により解放し……」と規定されている。一点の疑いの余地もなく、ここでの「リーテン」の「主人」は、「国王」ではありえない。つぎに、第三章『奴隸の殺人または奪掠について』の四では、「誰か自由人が他人のリートゥスを奪掠し」たばあいに於いて規定され、その五では、「他人の奴隸もしくはリートゥスが自由人を殺害したる場合には、その当の殺人犯は贖罪金の半分としてその殺害せられたる人の親族に引き渡さるべく……」と規定されている。因みに、先にふれた第三章においても、それにつづく八では、前述の七をうけて、「しかるに自由人たる少女が自分の意思から彼ら奴隸の一人を追いかけたる場合には……」とあり、「リーテン」は「奴隸」という概念のもとに一括されている。以上においては、「リーテン」はむしろ奴隸と同列に扱われ、(国王以外の)ある「ヘル」に隸屬する存在であることが前提されている、と言わなければなるまい。

マイヤー説が成立しうるためには、いうまでもなく、この点をも何らかの形で処理しなくてはならない。ここでも

マイヤー説に同情的に考へるとして、國王に勤務しない「リーテン」そのものの中にも、比較的不自由人に近いものと、比較的自自由人に近いもの、少なくとも實質的に「國王自由人」に當るもの、という、二つの系列があつた、といふことになるのであろうか。それともこれは、マイヤーが『フンデルトシャフト』に関する論文の中で(三五八頁以下)、同じ『レークス・サリカ』(第四四章一・第四六章第五〇章二・第六〇章)に現われる二つの裁判官の名稱——「トゥンギーヌス」と「ケンテナリウス」——について主張したように、(同時代的)「並存」（オーストリアナゲル）の關係において理解さるべきではなく、たとへば、より不自由な地位からより自由な地位へといった形で、「（ナヘアインナゲル）継起」の關係において理解さるべきことなのであろうか。(五)

『レークス・サリカ』の成立史についても、新學說の立場からの全面的再検討が要請されている今日、とりわけこの後者の可能性を無視するわけにはいくまい。

しかしながら、今日までのところ、マイヤー自身によつてはもとより、私の知る限り他のいかなる研究者によつても、右のごとき理解を單なる論理的可能性以上のものたらしめる研究は發表されていない。抑ゝまだそのような問題自体が自覺されていないのである。したがつてわれわれとしては、少なくとも學說史の現段階においては、マイヤーが、フランクの「リーテン」の國制史的地位は（それが相對的に高いこと有名な）ザクセンのそれより決して低くないのだ、といふことをいかに力説しても、(6)にわかになんかそれを「國王自由人」と断定するわけにはいかない。因みに、もう一人の國王自由人學說の創始者たるタンネンバウアーは、「リーテン」を不自由ないしそれに近いものと考へており、いわばこの点に関するマイヤー説を黙殺した形になつてゐる。(7)

これを要するに、「人命金秩序」を中心にした『レークス・サリカ』の諸規定に拠る限り、そこに（部族法的）「自由人」とは區別された「國王自由人」なる身分が明示的には見出されないことはもちろん、「リーテン」などの階層が

実質的に「国王自由人」に当る、と考えることも、まず絶望的であるといつてよい。マイヤーは、同じこの『国王自由人』の論文の中で「不完全自由」・「半自由」<sup>（ハルブフライ）</sup>という名称を避ける理由として、それが「国王自由人という身分の特質を抹消する」ということをあげている。それによつてマイヤーが言いたいのは、「国王自由人に対しては、王権（法的身分秩序）からではなく、部族法的身分秩序の体系から導き出された名称を用いることはできない」ということにある<sup>（二九）</sup>。果してそうなら、抑々「国王自由人」を諸部族法典——たとえば『レークス・サリカ』——中の特定身分に対応させようとすること自体、その「特質」にそぐわないことであつた、というべきであらう。

(1) 前節・註(8)参照。

(2) 世良・『フンデルトシャフト』・四、一一頁以下ならびに三〇頁を見よ。

(3) 久保訳によると、ほかならぬこの箇所は、「リートツス (Leitstus)」という原語が付されている。このことは次章でとりあげる「ラエティール」と「リーテン」の異同の問題に一つの示唆を与えるのではないか。

(4) この点については、世良・前掲論文・三、三頁以下に詳細な紹介がある。

(5) マイヤー説からいうと、「より不自由な地位からより自由な地位へ」ということになるが、前註(3)の箇所の読み方いかんによつては、逆に、かつて自由人であつた「ラエティール」が時の経過とともに「リーテン」と同化せしめられた、ということも考えなくてはなるまい。

(6) 『国王自由人』三三・四頁。なおこの点については、第五章・第三節を参照。

(7) 『ゲルマン時代の豪族支配体制』一三九頁・註四九、また、ザクセンの「ラーテン」については、同じく一四八頁を参照。もちろん、この論文は、マイヤーの『国王自由人』よりも旧いが、私見によれば、ダンネンパウアーのばあい、その論文を『論文集』に収録するに当って書き改めなかつたことには、概ね、それなりの意味が認められる。この顕著な例については、「ロマーヌス」の問題を扱う際にふれるであらう。

(8) 「国王自由人という身分の特質を抹消する」ことの意味が、本文に記したごときものであるとすれば、「国王自由人」という表現自体問題である、ということになりはしないか。「自由人」というのも、「部族法的自由」は「古自由」・「原自由」と考えるマイヤー

一にとつて、もともと「部族法的身分秩序」から出た表現であるはずだから。したがって、そこでマイヤーは、むしろ「ケーニヒスマン」とでも言えばよかつたのである。その意味では、『速記録』II、三八頁における平城照介氏の発言は正しい。しかし、私  
 がそこで留保しておいたように、——そうして次節においてもふれるであろうが——、私としては、少なくとも、フランクの王権的  
 身分秩序が侵入していった諸部族においては、むしろその部族法典に現われる「自由人」そのものを「国王自由人」と考えた  
 さらに、次節で述べるように、諸部族法典の「自由人」が「国王自由人」である、というばあいさえ、考えられないわけではない  
 のだが。なお、マイヤーは本文で引用した箇所において、「不完全自由」・「半自由」という表現とならべて、「ケーニヒスツインザ  
 ー」(ダンネンパウアー)という名称をも批判しているが、これはダンネンパウアーに対する批判としては、完全な見当違いであ  
 る。ダンネンパウアーに対しては、二二・三頁に見られるような仕方では批判するのが正しいはずである。これらの点についてはさ  
 らに後述する。

### 第三節 諸部族法典の人命金秩序と完全自由人

われわれはつぎに、本章の中心的課題である・諸部族法典の「自由人」をおしなべて「完全自由人」と考えること  
 ができるか、という問題を検討してみたい。

(一) 既に指摘しておいたように、マイヤーは、実質的に「国王自由人」という概念に到達するに当つて、王権が存  
 在した部族(たとえばフランク)と王権が存在しなかつた部族(たとえばバイエルン)、その両者における人命金秩序の相  
 違から出発した(本章・三節)。そこでマイヤーは、この相違を、まず、——前節で問題にしたごとき——「国王勤務は人命  
 金を三倍にする」という原則が存在する、という事実の中に認めていたのであるが、われわれは、それとならんで、  
 つぎのような事実が指摘されていたことを想起したい。すなわち、王権の人命金秩序が最も典型的な形で成立したば  
 あい(たとえばフランク)にあつては、「貴族」(われわれの用語法ではむしろ「豪族」)に固有な人命金が存在せず、少なくと  
 もその限りでは、「貴族」が「自由人」の中に包摂されている、という事実がそれである。

以上のような事実ないしその考え方は、それ自体としては、格別新しいものではなく、また、十分納得のいくものといえるであろう。つぎに、そうした事実ないし考え方を前提にし、かつ、前章までにおいて明らかにしたごとき問題点を念頭におきつつ、抑々『レークス・サリカ』に「自由人」という身分が現われることはいかなる意味をもつか、を考えてみたい。

フランク部族のもとにおいても、王権が確立する以前には、人命金秩序の上で、あるいは——そこまでは言えなくとも——事実上社会的に、いわゆる「自由人」とはかなり大きな隔たりをもつ「豪族」ないし「豪族的存在」があった、とする(第三章・第二節・三)。そうすると、『レークス・サリカ』の人命金秩序からわかることは、第一に、フランク王権は、その確立過程において、こうした豪族層を、たとえ完全に絶滅しないまでも、少なくともそれを、「自由人」の上にあつて固有の人命金をもつ独自の法的身分としての存在は許さない、という程度には屈服した、ということである。仮に通説の説くように、「豪族」というのはもともと独自の法的身分ではなく、身分法の上では、当然「自由人」に含まれるのだとしても、彼らが人命金秩序の上で「自由人」と同列にランクされていることは、ほかならぬフランク王権が右のごとき志向をもっていた、ということを物語るであろう。その意味では——すなわち、『レークス・サリカ』の「自由人」が「豪族」という独自の身分を排除し、それを自らの中に包摂している、という限りでは——、「自由人」は、明らかに、少なくとも王権によって位置づけられたもの、という一面をもっているといわざるをえない。

以上は、いわば王権による豪族の格下げとしての「自由人」——したがって「自由人」の方からいうと相対的格下げのばあい——であるが、第二に、『レークス・サリカ』の人命金秩序から、逆のばあい——「自由人」の相対的格下げ——をすることもできる。ここでは仮に、『レークス・サリカ』の「自由人」を「古自由人」ないし「原自由人」

と考える。マイヤーの論理にしたがえば、国王に勤務する「リーテン」などの人命金が「自由人」のそれを凌駕することは、王権の人命金秩序が部族法的人命金秩序を排除し凌駕することであった。すなわち、国王に勤務する「リーテン」などを仮に「国王自由人」と称ぶなら、その「国王自由人」との比較においては、「自由人」の地位は相対的に低下しているのである。このことはしかし、「国王の従士」たる「自由人」<sup>1)</sup>「アントウルステイオーネン」を比較の対象にえらぶなら、もつとはつきりする。マイヤーは、現在、この「アントウルステイオーネン」の存在をもつて、王権確立以前における豪族支配体制の痕跡であるかのごとくに考えているが、それは先にも指摘したごとく明らかに論理の飛躍である(第三章・第(三節・三))。前王権的な豪族がフランク王権によつて完全に絶滅されなかつたばあい、それが事実上「アントウルステイオーネン」の人命金を与えられたことはあるであらう。しかしそれは、原理的にいえば、あるいは、王権の志向からいえば、彼らが「豪族」であつたことによるのではない。「アントウルステイオーネン」の人命金(六〇〇ソリドゥス)を、王権の人命金秩序の原則の適用(二〇〇ソリドゥスの三倍)と考える限り、少なくとも理念的には、彼らはまず「自由人」であり、しかるのちに「国王の従士」であつたから、六〇〇ソリドゥスの人命金をもっているのである。したがつて、われわれの用語法によれば、彼らは、原則上、「貴族」であつても「豪族」ではありえない。しかし、「アントウルステイオーネン」が、六〇〇ソリドゥスの人命金をもつ「貴族」として、事実上一つの身分と化していく、ということとは、「国王の従士」に非ざる「自由人」としては、ほかならぬ「王権」によつて、自己の上に新しい一つの身分が創出されるということであり、その限りで、彼らの地位は相対的に低下せしめられた、と言わなくてはなるまい。

これを要するに、『レークス・サリカ』における「自由人」は、さし当り、その自由を王権に負うものである、とは

いえないまでも、それ自体として、また、他の諸身分との関連において、王権による位置づけ・再評価を含んでいる、といつてよいであろう。そうして、繰返していうならば、それがマイヤーの出発点、だったのである。

(二) 右に指摘した問題は、それ自体としては、あまりにも自明のことといつてよいであろう。しかしそれを、マイヤーのいわゆる王権的人命金秩序と部族法的人命金秩序とが並存しているばあい（マイヤーはその例としてザクセンをあげる）、換言するならば、一つには「国王勤務は三倍にする」という原則と、二つには豪族に固有な人命金とが並存している諸部族法典の「自由人」、を考え合わせるならば、そこにきわめて重大な問題がひそんでいると言わなければならぬのである。端的にいうならば、そのばあいの「自由人」とは、「古自由人」ないし「原自由人」なのではなく、そこでの「自由」は、「国王の自由」とまではいわなくても、少なくとも「フランク的自由」なのではないか、という問題である。私は、これまでのところ、ザクセンのばあいについては、この問題を考えていく手がかりをつかんでいないので、ここでは、シュレージンガーが分析したテューリンゲンのばあいを例にとつて、問題の所在を明らかにしたい。

(i) シュレージンガーによるならば、『レックス・トゥーリンゴルム』（八〇二年成立）には、新旧二つの「自由」の概念が認められる、という。テューリンゲンのばあい、「アーダリンギー」の人命金は六〇〇ソリドゥス、「自由人」のそれ（リベッリ二〇〇ソリドゥス）の三倍である。この「アーダリンギー」の中に、シュレージンガーは、敘述史料の「マヨールス・ナートゥー」（土着豪族層）を見ようとしているが、もしそう考えてよいなら、テューリンゲンのばあい、「豪族」と「自由人」の人命金の差は、ザクセンのばあい（六倍）に次ぐものである。但し、ここでは、のちに述べるマイヤー説との関連において、つぎのことに注意しておく必要がある。すなわち、テューリンゲンにおいては、この

「アーダリンギー」の人命金が、フランクにおける「自由人」のそれのごとく、他の諸身分の人命金を算定する基準となつてゐる、ということである。

ところで、『レークス・トゥーリンゴールム』の第一章―第二章においては、この「アーダリンギー」と「自由人」を峻別する考え方が一貫して認められる。そうして、この第一章―第二章は、この部族法典中、比較的古い層に属す部分である。ところが、比較的新しい層をなすと考えられる第五章、さらにおそらくはまた、第三章・第三八章・第五六章の「自由人」は、内容的にいって「アーダリンギー」を含んでゐる。ここからしてシュレージンガーは、『レークス・トゥーリンゴールム』の中に、「豪族（貴族）」を含まずそれと峻別された「古、テューリンゲン、的自由」と、「豪族（貴族）」をも包摂する新しい「フランク的自由」という、新旧二つの「自由」の概念を認めようとするのである。

但し、われわれの補足をつけ加えるなら、シュレージンガー自身「文書」から実証しえたところによると、この地方では、フランクの勢力が直接に進出してくるまで「自由人」の存在を具体的に立証することはできず、たとえば「グラーフシャフト」制が導入される八世紀後半以降になつてから、——現在の用語法でいえば——「国王自由人」の存在が確認されるにすぎない。すなわち、テューリンゲンの「古自由人」が事実存在したという確かな証拠はないのである。しかし、われわれがここで問題にしているのは、テューリンゲンの「アーダリンギー」ないし「自由人」の社会的実態ではなく、『レークス・トゥーリンゴールム』における二つの「自由」の概念である。その限りにおいて、もし『レークス・トゥーリンゴールム』成立史についてのシュレージンガーの理解が正しいなら、われわれは、右のごときシュレージンガーの見解を、全面的に承認してよいと考える。因みに、右のシュレージンガー説中、「古テュー

「リングンの」を「部族的」に、また「フラン克的」を「王権的」に改めてみよう。それはまさしく、本節(一)で改めて指摘したとき、マイヤーの見解にも対応することが、はつきりとわかるであろう。

(ii) ところが、マイヤー自身は、同じ『王権と自由』の論文において、このテューリングンの「アーダリングギー」について、シュレージンガーとは全く対蹠的な見解を述べている。すなわち、一言にしていうならば、『レークス・トゥーリリングホルム』(第一章)の「アーダリングクス」は、普通「貴族」と考えられているが、実は、「フランクのケ、ニ、ヒス、ロイテ」のグループに属するのではないか、というのである(本章・第三節)。それならば、マイヤーはいったい何を根拠にしてそう考えているのか。われわれは、その論拠の一つを既にあらまし紹介しておいたが、ここで、もう一度やや詳しく述べると、つぎの通りである。

『レークス・サリカ』の「アントウルステイオーネン」は、「自由人<sup>インゲヌウス</sup>」の三倍の人命金をもっているし、『レークス・カマヴォールム』の「ホモ・フランクス」も「インゲヌウス」の三倍の人命金をもっている。「アントウルステイオーネン」は「国王の従士」である。「ホモ・フランクス」も、おそらく「国王との関係」によって三倍の人命金を享受しているのである。ところで、『レークス・カマヴォールム』と『レークス・トゥーリリングホルム』は同時に成立した。したがって、人命金秩序の上で「ホモ・フランクス」と「アーダリングクス」とが等置されているのは、フランク王権が「意図的に」そうしたのである。したがって、「アーダリングクス」も「古自由人もしくは貴族としての出自によってではなく、国王との関係によって」三倍の人命金を認められたのである。

このマイヤーの論旨には一つ飛躍がある。「ホモ・フランクス」の方は、その名称自体からして、「自由人」とも「フランク人」とも「フランク王権と関係ある(自由)人」ともよめるのであるが、「アーダリングクス」の方には、さ

し当り、フランク王権との特別なあるいは積極的な関係を示す手がかりがない。したがって、以上のマイヤーの論拠をもつては、つぎのような見解、すなわち、「アーダリングス」はもとテューリンゲンの「豪族」であつたが、フランク王権の主導下に部族法典が編纂されるに当り、その地位は意図的に「国王の従士」たる「自由人」のそれと等置された、という見解を却けえないであらう。

以下に説明するマイヤーの第二の論拠は、客観的ないし論理的には、まさにその空隙を埋めるものであるといつてよい。この『王権と自由』の論文には『あとがき』がついている。それは、この論文の印刷中に公けにされた・クレールベルの『ケルンテンのエドゥリンガー』に関する研究に対して、マイヤーがその見解を述べたものである。それによると、ケルンテンの「エドゥリンガー」は——現在の用語法でいえば——「国王自由人」と解すべきものである。そう考えれば、クレールベルの説明の中になお残されている難点をとり除くことができる。さらにクレールベルは、「エドゥリンガー」という名前の淵源を、ランゴバルドの「アーダリングギー」（クレールベルはそれを「アリ、マン、ネン」と等置する）に求めているが、その点についてマイヤーは、（マイヤーが上記のように「フランクのケーニヒスロイテ」のグループに属すと考える）『レークス・トゥーリンゴルム』の「アーダリングス」への「逆推」が重要である、という。

われわれは先に、この論文におけるマイヤーの論理の展開過程を後から前へ逆に辿るなら、当時のマイヤーは、「アントウルステイオーネン」を、むしろ、「国王自由人」の系列で考えていたということになりかねない、ということを指摘したのであるが（本章・第<sup>二</sup>節・三）、それは、この『あとがき』を読むことによつて、一層はつきりと確かめられるのである。『レークス・トゥーリンゴルム』の「アーダリングギー」は、シュレージンガーのいうように、古テューリンゲンの「豪族」なのであろうか。それとも、マイヤーのいうように、それは、「豪族」でも「古自由人」でもなく、「ア

ントウルステイオーネン」のごとき、「国王の従士」ないし「国王と特別な関係にある自由人」なのだろうか。しかも、「国王自由人」という概念を発見する出発点においてマイヤーはそう考えたらしいのだが、仮にこの「アーグリギー」や「アントウルステイオーネン」までを「国王自由人」の範疇で、あるいは少なくともその系列で捉えらるゝとすれば、われわれは諸部族法典の「自由人」をいつたいどのように考えたらいのであろうか。彼らは、果して「国王自由人」とはカテゴリーを異にする「完全自由人」なのであろうか。彼らは、また、「小領主的存在」として社会的に「国王自由人」と峻別しうるようなものであろうか。「小領主的存在」という属性は、諸部族法典の「自由人」ではなく、むしろ、「アントウルステイオーネン」ないし「アレマンネンのばあいではいえば——」メデアニー」の階層にこそふさわしいであろう。そうだとすれば、少なくとも、本項の冒頭に掲げたような可能性をも考慮に入れながら、今いちど諸部族法典の人命金秩序を分析することが必要なのではあるまいか。

(三)・(i) 以上のような問題点を念頭におきながら、再び『レークス・サリカ』の諸規定に立ち戻るなら、われわれは、そこに意外な——というものは、現在のマイヤー説を前提とすれば意外な——事実を見出すであらう。すなわち、『レークス・サリカ』の「自由人」は、<sup>インゲモツス</sup>どうやら、国王に対して「軍役義務」を負っていたらしいのである。

『レークス・サリカ』第三章は、『出征中に殺せられたる自由人について』、<sup>インホステ</sup>つぎのように規定している。すなわち、その一には、「誰かが自由人を出征中に殺害し、しかしてその殺害せられたる者が国王の従士たらざりし場合には、彼は……六百ソリツス責あるものと判決せらるべし」とあり、その二には、「しかるにその殺害せられたる者が国王の従士たりし場合には、それが証立立てられたる者は千八百ソリツス責あるものと判決せらるべし」と規定されている。これはいわゆる「軍隊の平和」<sup>ヘーグブリッテン</sup>の表現であらうが、このうち二については、「国王の従士」<sup>アントウルステイオーネン</sup>が、それ自体、

既に一つの「身分」(的なもの)と化している、ということを示唆する点で、われわれの興味を惹くが、今はその点には立ち入らない。その一に規定されている「自由人」が、一点の疑いもなく「國王の従士」にあらざる「自由人」であり、しかもこの規定は、その「自由人」が「出征中」であることを前提している。もし『レークス・サリカ』の「自由人」が「完全自由人」だとすれば、彼らが國王に対して「軍役義務」を負うためには、彼らは國王との間に特別な關係を結んでいなければならない。ところが彼らは、ここでは、明らかに「國王の従士」ではなく、國王との間に「従士制」ないし「レーン制」といった特別な關係をもっている、とは考えられない。因みに、この第六章に登場するのは、「自由人」——「國王の従士」たる「自由人」とそうでない「自由人」——だけであつて、「リーテン」などの諸身分はここにそのすがたを現わしていないのである。

以上によつて既に、『レークス・サリカ』をすなおに読めば、その「自由人」が國王に対して「軍役義務」を負つていた、と考へざるをえまい、と思われるが、それでもなお、そこでの「出征中」というのは、「軍役義務」一般ではなく、「国土防衛義務」にかかわるのだ、と考へる可能性を封じるために、以下に、マイヤー自身『王權と自由』の中でこの点について述べた見解を紹介しておきたい。既に述べたように、この論文では、諸部族法典の人命金秩序を手がかりとして、まず、自由人の三倍の人命金をもつ階層が、「アントウルステイオーネン」——「ホモ・フランクス」——「アーダリングス」——「ワールゲンクス」という順で、順次考察の対象とされている。この最後のものについてマイヤーはつぎのように述べる。

「ガウプは『レークス・カマヴォールム』のワールゲンクスの中に、インゲヌス・ウス・イン・ホステ、すなわち、國王の軍事罰令權ヘールパンヌスに應じて出征中の自由人を見、その証拠として『レークス・サリカ』第六、三章の「一」を指示している。われわれは、この見解に従つて、『レ

「イクス・カマヴォールム」のワールゲンクスの中に、その出身からいえば外国人であるが、それにもかかわらず国王の従士であった者を見なければなるまい。」(一四四頁)(一五頁)

われわれは、ここで指示されているのが、第六章の二ではなく、一であることに注意しなければならない。すなわちマイヤーは、ここでは、第六章の二に出てくる「国王の従士」アントウルステイオーネンをいわば一つの「身分」と解し、それとは別な次元において、すなわち、「国王勤務」という機能的な側面に関して、第六章一の「出征中の自由人」を「国王の従士」と解している。少なくとも、そのように考えなければ、マイヤーがここで述べようとしたことは全く理解できないものとなってしまう。しかし、その点はどうあれ、マイヤーがここでは、「インゲヌウス・イン・ホステ」を「国王の、ヘルバンヌスに、応じて、出征中の自由人」と解していたことだけは確実であり、しかも、さし当りわれわれが確認しなかったのはそのことにはかならない。すなわち、この論文においてマイヤーは、『レークス・サリカ』の「自由人」が国王に対して「軍役義務」を負うものと考え、しかも、それから一步進んで、「出征中の自由人」を「国王の従士」と考えようとする志向をもっていたのである。かくしてわれわれは、国王に対して「軍役義務」を負う『レークス・サリカ』の「自由人」を、どうして「完全自由人」といえるのか。それはむしろ、「国王自由人」なのではないか、というきわめて深刻な疑問につき当らざるをえないであろう。

(ii) しかし、マイヤーが、『レークス・サリカ』の「自由人」を「完全自由人」であると考えた根拠は、その人命金秩序に限定していえば、実のところもう一つある。これは、『ヒルシュへのあとがき』(二四七頁)において、すなわち、比較的最近、述べられた見解である。

そこでマイヤーは、まず、『レークス・サリカ』における「自由人」の人命金(二〇〇ソリドゥス)が、土地に換算す

れば、約四―五フーフエになる、という、ガナールの計算から出発する。ところがカール大帝時代の勅令によると、「国王自由人」の標準的土地所有は、五フーフエと考えられている。五フーフエの土地をもたぬ者は、その土地が都合五フーフエになるように幾人かがグループになり、そのうちの一人が軍役に出かけるよう、規定されている。そうだとすれば、「国王自由人」の中には、『レイクス・サリカ』の人命金を支払えなかつたものがたくさんいたにちがいない。しかし、それらの者が、人命金を支払えずに奴隸化することは、王権にとつて損失である。それによつて彼らは、国王の直接の臣下ではなくなるからである。王権が自らにとつて損失となるような規定を設けるはずがあるだろうか。したがつて、これらの規定は、そのように高額の損害賠償を支払うことのできた「完全自由人」についてのみ妥当したのである。

マイヤーが、『レイクス・サリカ』の人命金秩序を手がかりとして、諸部族法典の「自由人」を「完全自由人」と考へた今一つの論拠は、大要以上の通りである。この説明は、うっかり読み過すと、きわめて説得的なように思われるかも知れない。しかし、私見によるならば、そこでマイヤーは、根本的なまちがいを犯している。というのは、そこでマイヤーは、人命金を支払う側の資力の点から問題を考へているのだが、人命金というのは、果して、もともと支払う側の資力を考へ、彼らが比較的容易に支払えるように、という配慮で定められたものであろうか。たしかに、「国王自由人」が国王の直接の支配から離れることは、王権にとつてはしのび難い損失であつたろう。だからこそ、王権は、「国王自由人」に対して、ひとたびそれを支払うなら破産に瀕するであらうと思われほど高額の人命金を保障することに、彼らが妄りに殺害されることのないように配慮したのではないか。以上のように考へれば、この点に関する限り、『レイクス・サリカ』の「自由人」を「国王自由人」と考へても一向にさしつかえないであらう。もし

そう考へることが許されぬ、といふのであれば、「国王勤務は人命金を三倍にする」といふ原則をもつて、「王権的人命金秩序」を云々することも同様に許されぬ、と考へなければならぬのである。

\* \* \*

念のため、本章におけるわれわれの考察の結果を要約しておきたい。「国王自由人」といふ概念の導入によつて、諸部族法典の人命金秩序に関して、たしかに新しい照明が当てられることにはなつた。しかし、それによつて、問題が最終的に解決したのではない。とりわけ、マイヤーのごとく、諸部族法典の「自由人」を「完全自由人」、「リーテン」などを「国王自由人」と割り切ることは、——少なくとも『レークス・サリカ』については——ほとんど根拠をもたぬ見解といつてよい。したがつて、われわれは、自ら、改めてこの問題を検討しなければならぬ。その際にわれわれは、逆に、諸部族法典の「自由人」はすべて「国王自由人」である、とまではいえなくても、それへの先蹤ではないか、という仮説をたててみることにさへ必要である。また、王権の人命金秩序と部族法的人命金秩序とが並存しているばあいには、そこに現われる「自由人」を、少なくともフランク王権との関連において追及することが必要である。そうして、そのばあい、われわれは、二つの人命金秩序が並存している諸部族法典が、概ねカール大帝の時代に成立したものであることを忘れてはならない。すなわち、メーロヴィンガー時代の自由とカーロリンガー時代のそれとを、いきなり同一視することは危険である。<sup>5)</sup>

最後に、文字通り参考のために、「完全自由人」について私自身が現在もつてゐる見通しだけを端的に述べるなら、それは、第一に、フランクの「アントゥルス・ステイオーネン」のように、もと「国王の従士」として、一般の「自由人」を凌駕する社会的地位を占めるにいたつた「貴族」と、第二に、アレマンネンの「メデイアーニー」のごとく、もと

「土豪的存在」であり、フランク王権がそれを把握するに当って、一般の「自由人」ないし「国王自由人」と同列におきえなかつたもの、以上二つのもの以外には、おそらく——「国王自由人学説」の意味において——「完全自由人」とよびうるものはあるまい、ということである。<sup>(6)</sup>

- (1) 以下については、『ランダスヘルシャフトの形成』八五頁以下を参照。
- (2) 前掲書、五〇頁。そこでシュレージンガーはつぎのように述べている。「自由農民である住民は、この早い時代〔メーロロヴィンガー時代〕においては、史料の中に現われないが、しかしおそらくその存在を前提しなければならぬ。」
- (3) 本稿では、遺憾ながら、いわゆる「完全自由人」の社会的存在形態については、立ち入った考察をおこなうことができなかった。一つには、少なくとも私見によれば、「完全自由人」とはいったい何かがなお不明であり、その社会的存在形態の分析に先立って、まず概念的に、それと「豪族」・「貴族」・「国王自由人」などとの関係を明らかにする必要がある、と考えたからである。この点については、とりあえず、世良『フンデルトシャフト』四、一二・三頁（ならびに、それに対応する註）、平城照介『フーフエと自由農民』『社会経済史大系』Ⅱ、一九六〇年、九〇頁以下を参照。ここではしかし、少なくとも、つぎのことはだけは指摘しておきたい。周知のように、『バクトゥス・アラマノールム』の中に、広義の（「貴族」をも含めた意味での）「自由人」としては、つぎの三つの身分が登場してくる。すなわち、①「メリオリッシミー」ないし「プリーミー」、②「メディアアーニー」、③「ミノフレディー」ないし「ミノフリディー」がそれである。ところが、それより一世紀おくれで成立した『レークス・アラマノールム』になると、このうち、①については言及されず、③は「リベリー」という名称をもって登場してくる。このばあい、①（「アレマンネンの豪族」？）が消滅し、ないし、少なくとも人命金秩序の上で、②の「メディアアーニー」に同化せしめられていることは、おそらくフランク王権の志向を示している。そうだとすれば、③の「ミノフレディー」が、このときはじめて「リベリー」という名で現われるのは偶然であろうか。それは、たとえ「国王の自由」とまではいえなくても、少なくとも、「フランク的自由」を示している、とはいえないであろうか。因みにいうならば、マイヤーが、「小領主」的ないし「土豪」的存在について云々しているのは、このような「フランク的自由」によって把握し切れなかつた「メディアアーニー」の階層についてである。なお、この点については、『速記録』Ⅱ・三六頁以下の討論をも参照。
- (4) この点については、第五章・第三節で述べる「レウデース」の理解の仕方を参照。

- (5) マイヤー説における矛盾は、方法論的にいえば、一つには、この混同に由来している。
- (6) なお、この「メディアアーニー」などが、もともと、すなわちフランク王権進出以前から、「自由人」と考えられ、そう称ばれてきたか、ということとは、はっきりしない。したがって、私は、「完全自由人」という概念は、さし当り、ここに述べたような限定を付してなら、それを認めても良いと思うが、彼らが「原自由人」であるとか「古自由人」であるとかいう考え方には、今までのところ、何の根拠をも見出しえないのである。なおこの点、第二章（とくにその第三節）をも参照。

## 第五章 メーロヴィンガーの軍制——「ロマーヌス」・「レウデース」

### をめぐる問題

#### 第一節 問題の所在——タンネンバウアーにおけるメーロヴィンガーの軍隊

われわれは本章において、メーロヴィンガーの軍制の問題を検討する。これまでのところで幾度か指摘したように、ドイツの新学説において——とりわけテオドル・マイヤー（とそれを承けたホーメル）により——、メーロヴィンガーの王権は「ゲルマン的軍隊王権」であつて、その軍隊は「アントウルステイオーネン」と「レウデース」という広狭二つの「従士団」から成る、と考えられている。したがって、その意味では、メーロヴィンガーの国家も「従士団国家」ないし「人的結合国家」であるということになる（第一章・第一節・二・三iii）。それと関連してわれわれは、二・三の視角から、果してメーロヴィンガー時代において既に、「国王自由人」という統一的身分、ないし、「国王自由人」

の完成された概念に対応するものが、ひろくまた画的に存在していたのか、という疑問を提出しておいた。具体的にいえば、「軍隊王権」は、ただちに、というのは、抽象的・制度的國家觀を媒介することなく、「自由な國家臣民」を創出したのか(第三章・第二節)、あるいは、『レークス・サリカ』の成立期において既に、「國王自由人」は部族法上(自由人とは別な)特定身分を形成していたのか(第四章・第二節、ならびに第三節)、という疑問がそれである。改めて指摘するまでもなく、こうした問題を解くための最も有力な手がかりの一つは、メーロヴィンガーの軍隊の実態である。したがって、本章における考察は、当然、これまでにわれわれが提出した右のごとき疑問と関連するものである。

ところでわれわれは、前章において、マイヤー説との関連において、『レークス・サリカ』に登場する諸身分のうち、「リーテン」や「ロマヌス」を「國王自由人」と見做しうるか、という問題を検討した際に、「ロマヌス」や「リーテン」の実態についての考察を留保しておいた(第二節)。本章においては、メーロヴィンガーの軍制という限られた視角からではあるが、そこで留保された問題をもとり扱うことになる。そこでもちよつと指摘しておいたように、マイヤーは、『國王自由人』の論文において、「レウデース」を『レークス・サリカ』の「リーテン」と等置している。あらかじめお断わりしておくならば、「レウデース」をめぐる問題を扱う本章が、「リーテン」の問題を扱った前章の補足をなすのは、そうしたマイヤー説を前提にしていることである。

(一) ここでは最初に、いわばあらかじめわれわれの視座を設定しておくために、『カーロリンガーの軍隊』に示されたダンネンバウアーの見解を紹介したい。この論文の中で、メーロヴィンガーの軍隊に関する敘述は、その後半に見出される。この論文の要点は、既に世良教授によって紹介されているが、のちにダンネンバウアーにおける「國王自由人」の概念を検討する際(第六章)にも必要になるので、われわれはまず、この論文の論旨の展開過程を要約して

おきたい。因みにこの論文は、比較的新しく——すなわち、マイヤーの『国王自由人』とほぼ同時に、ないし、それよりも少し遅れて——書かれたものである。

古典学説によると、カーロリンガー時代において、原則上すべての自由人が軍役義務を負っていた、と考えられている。そうして、一見、史料もこうした見解を支持しているように見える。こうした見解に対して、ダンネンバウアーは、まず、つぎのような事実を指摘する。すなわち、ザクセンの人間がスペインへの出軍のために召集されたり、西ガリア・南ガリアの住民に対して、八月半ばに——それからの行先を告げられることなく——ライン河畔に集合すべきことが命じられたりしている。これはきわめて重い軍役義務であり、国王の側における無制約の権力的地位と人民の側における無条件の奉仕義務を前提する。しかしそれは、通説にいわゆる「ゲルマン的自由」とどのように調和するのであるか。近代国家において兵役義務が要求されるばあい、少なくともその装備は國家自身がひきうけているのに、フランク時代の「自由人」は自ら装備しなければならなかったのである。また、もし事実こうした原則が存在したのなら、フランク王権は、八世紀いらい、一体どうして、わざわざレーンとひきかえに封臣フアザルを獲得する必要があったのか、また無条件の軍役義務を負うはずの「一般的臣民団体」に代えるに、条件付の奉仕義務をもってしようとしたのであるか（以上、二四〇—二四一頁）。

そういう疑問をもって史料カピトルラリア勅令をよみ直してみると、ただちにつきのような事実が気がつく。すなわち、勅令は、しばしば、すべての自由人の一般的徴兵についてはなく、「軍役義務を負う者」のそれについて語っている、という事実がそれである。どうしてこういう限定が付されるのか、果してこの表現は全く無意味なのであるか。ウィツはそうは考えず、これは、土地所有が

軍役義務の前提である、という彼のテーゼにとつて、一つの論拠になると考えた。しかし、彼のテーゼは成立しない。というのは、有名な八〇七年の勅令に、「不自由人もまた自分の土地アイケネルラントベジツツをもたぬ貧乏人も」軍役義務を負う、という規定が存在するからである（以上、二四〇—二四一頁）。——このダンネンバウアーの指摘は、「国王自由人学説」そのものにとつても興味ある問題をはらむものと思われるが、それについては、すぐあとのとこで述べる。

この点に関して、今一つ、注目すべき史料がある。そこでは、レーンを返却し自らのアイエンアードアイエンアードにおいて静かに暮そうと欲する者から、なにもの（なにごと）をも要求してはならない、と規定されているが、外敵の侵入の際における国土の防衛ラントヴエールはその例外とされている。これは、八七七年キェルシーで出された有名な勅令の一節である。したがってあるいは、それは既に軍隊の封建化が進んで一般的軍役義務が忘れられてしまったのちの事態ではないか、という疑問をもつ向きもあるかも知れない。しかし、これより僅か三年前に出された勅令、さらには、ほかならぬこのキェルシー勅令そのものの中に、全自由人の軍役義務について規定されているのだから、そうした疑問は成立しない。したがって、「アロッドについては軍役義務がなく、レーンについてはのみ軍役義務がある」と言わなくてはならない。「アロッドについては、軍役義務ではなく、国土防衛の義務のみがあった」のである（三四頁）。——因みにいえば、これが、現在、新学説において、国王に対して「完全自由人」は軍役義務を負わず、「国王自由人」は軍役義務を負うと考えられている（第四章・第一節・i）ことのほとんど唯一の実証的根拠である。見られる通り、それは、九世紀半ばすぎの史料にかかわるものであり、そこで「国王自由人」と対比されている自由人は、国王の封臣である。

ダンネンバウアーは、さらに進んで、つぎのように問う。すなわち、第一に、たえず勅令において軍隊に徴募されている自由人、しかもフランク国王の封臣ではなかった自由人たちは、もしアロッドでなかったとすれば、一体いかなる土地をもっていたのか、第二に、もしアロッド所有者たる自由人が軍役義務を負っていなかったとすれば、レーン制が導入される以前においては、抑々いったい誰が軍役義務を負っていたのか、あるいは、フランクの軍隊は、いったい誰によって構成されていたのか、という問題がそれである（三四頁）。——ダンネンバウアーは、レーン制の導入を八世紀以降のことと考えているから、このうち、第二の問題が、直接本章におけるわれわれの課題と関係する。しかし、ここでは、ダンネンバウアーがメーロヴィンガーの軍隊の構成をどう考えていたか、を紹介する前に、第一の問題に関するわれわれの疑問を摘記しておきたい。

われわれの疑問は、さし当り、ダンネンバウアーの問題のたて方にかかわるものである。右に述べたように、ダンネンバウアー自身、ワイツ説を批判するために、八〇七年の勅令を引いて、軍役を負担する自由人（いうまでもなく新学説のいわゆる「国王自由人」）の中には、「自分の土地」をもたぬ者がいることを指摘している。ところが、右の第一の問題をたてる際には、これらの自由人がすべ

て何らかの土地をもつことを前提し、その土地の性質はアロッドでないとすれば何か、というように考える。ダンネンバウアーの解答はいうまでもなく「王領地」である。<sup>(3)</sup>しかし、果して、「國王自由人」はすべて、「王領地」をもっているであろうか。あるいは、八〇七年の勅令にいわゆる「自分の土地」とは、やはり「アロッド」のことであって、「軍役を負担する自由人」は、そのほかに「王領地」をもっていたのだろうか。後者のように考えると、國王が「アロッド」の規模を基準にして軍役負担を定めていることになって、「アロッド」については軍役義務を負わないという、ダンネンバウアー自身の見解と矛盾することになる、と思われる。しかし、ここでは、この問題にこれ以上立ち入っているいとまがない。

(4) ダンネンバウアーは、右に掲げた二つの問題のうち、第一の問題を最初にとりあげ、既に今日においては周知の「國王自由人」の概念を集約的に敘述したのち、第二の問題にとりかかると。念のためにお断わりしておくならば、前記の二つの問題は、同一の箇所ですべて並列的に提出されているので、すぐそのあとのところにつづく「國王自由人」の敘述は、第二の問題に対する解答でもあるかのように受けとられるおそれがある。すなわち、ダンネンバウアーの見解として、メーロヴィンガー時代においてはもっぱら「國王自由人」が、そうして、レーン制の導入とともにそれとならんで「封臣」が、フランクの軍隊を構成していた、というように誤解されるおそれがある。しかし、以下に紹介するメーロヴィンガーの軍隊の構成(二四八頁以下)を見るならば、それが誤解であることは明白であろう。

ダンネンバウアーはまず古典學說におけるメーロヴィンガーの軍隊の構成を問題にする。そこでは、一言にしているならば、ゲルマンの原則にしたがい、すべての自由な臣民が一般的に兵役義務を負っていた、と考えられている。こうした考え方によれば、前記のごときカーロリンガーの軍隊ができれば、軍制の大変革が必要であった、ということになるが、史料はどのような変革については何も語っていない。また、古典學說がメーロヴィンガーの軍

隊に關して抱いていたイメーシは、具体的に考えると、全く内容のないものであり、それによつてフランク王国が維持された、とは到底考えられない(たとえば、フェルディナン・ローによると、「武裝、劣悪、軍」(以上、二四) 事的訓練をもたず、戦争の役に立たぬ馬合の衆である。)(八・九頁)。

こうしてダンネンバウアーは、彼自身の構想にしたがつて、メーロヴィンガーの軍隊の構成を積極的に提示する。それによると、メーロヴィンガーの軍隊は、大別して三つのグループによつて構成されている。あらかじめ大雑把な見当をつけるために、本稿における従来の用語法でいえば、一応、その第一は「アントウルスティオーネン」、第二は「ロマヌス」(ポッセソールス)、第三は「レウデース」である、といつてよい。以下それを個別的に見ていきたい。

(i) グレゴール・フォン・トゥールは、しばしばガロ・ローマ人同志のフェーデについて語っている。その際彼は、「——地方の人々」(たとえば *Canomanni, Aurelienses, Dunenses, Pictavi, Turonicj*) という表現を用いているが、それを、たとえばロートのごとく、文字通り一地方の住民全体と解釈するわけにはいかない。それはまず第一に、「グローセ・ヘレン」、すなわち、もとローマの元老院議員の家柄に属していた貴族たち、ならびに、彼らと合体して一つの社会層を形成するにいたつたフランクの貴族たちである。ゲルマン諸部族においてはもとより、ガロ・ローマにおいても、こうした貴族たちは、メーロヴィンガー王権の進出以前において既に、自ら従士をしたがえ戦士的な生活を送っていた。史料にいわゆる「ポテンテース」・「セニオーレース」・「プロケレース」・「マヨールレース」・「ナートウ」などは、ほかならぬこの階層を指している。彼らは「フィデーレース」である。すなわち、彼らは國王に対して「フィデリタース」を誓い、そのゆえに、國王に対して軍役義務を負つたのである。フランクの言葉でいえば、彼らは國王の「レウデース」『ケーニヒスロイテ』であり、出陣の際には、武裝した従者をひきつれて國王の軍隊に参加したのである。

(以上、三四九)。(以上、二五〇頁)。いうまでもなくこれは、マイヤーのいわゆる「アントウルステイオーネン」に当る階層であるが、これについては、比較的最近のシュトロマーの研究(註)もあり、まず問題はないと思われる。(註)

(ii) 第二のグループ、すなわち、「ロマヌス・ポッセソーレス」がメーロヴィンガーの軍隊を構成していたか、という点については、ダンネンバウアーの態度はかなり慎重と言つてよいであろう。まずダンネンバウアーは、これに關する敘述の冒頭において、この問題は「はつきりとは答えられぬ問題である」と断つてゐる。八〇五年、ディードンドルフで出されたある勅令——そこには軍役義務と租税(いわゆる国王賃租)義務の相関關係が示されてゐる——を見ると、この問は肯定的に答えられてよいように思われる。「ポッセソーレス」(われわれのいわゆる「ロマヌス」)

とは、公けの土地ホレディウムシフリアム台帳に記載された者のことであり、国王に対して租税を支払つていたからである(この点については、後述第二節をも参照)。

ところが、これに対する反証となりうるものとして、つぎのような事実がある。すなわち、ローマ末期において、代代この「ポッセソーレス」の階層に課せられた都市の行政はきわめて重い負担と感ぜられ、そのため彼らは、いかなる犠牲を払つてもそれから逃れようとするにいたつた。『テオドシウス法典』は、その対策として、彼らが官職に就き、聖職に入り、軍役に従事することを禁じてゐる。したがつて、彼らの軍役義務は間接的であり、租税のほか、彼らの隸農の中から一定数の兵士をさし出すか、あるいは、その代りに代納金を収めるか、のいずれかであつた(以上、二)。(五一頁)。

しかしダンネンバウアーは、こうした慎重論にもかかわらず、「ポッセソーレス」自身は軍役に従事しないという事態が、メーロヴィンガーの諸国王のもので存続したかどうかは疑問である、と考へ、結局右の問に対しては肯定的な態度をとつてゐる。ダンネンバウアー自身、この疑問は「推定」にもとづくものであることをはつきり自覚してい

たが、彼をしてかかる推定をおこなわしめた根拠は、さしあたり二つある。一つは、『レイクス・リブアリア』(第六章)によると、教会の隷属民(と並んで「ロマーヌス」が軍役義務を負っている、ということであり、今一つは、『アンジェ書式集』には、軍役に従事する自由人であつて、主人の土地に住んでいる者が出てくる、ということである。ダンネンバウアーは、これらの者の中に「ポッセソーレス」を見るべきであり、彼らは、かつてローマ時代において既に見られたように、租税負担を免れるために聖俗の貴族たちに托身したか、あるいは、国王によつて教会に寄進されたのである、と考える(以上二五頁)。

このダンネンバウアーの見解を検討してみると、まず第一に疑問に思われるのは、『レイクス・リブアリア』の「ロマーヌス」が国王に対して直接に軍役を負担していたとすれば、どうして彼らはそれを怠つたとき「各人自己の主人(auctor)に対し、三〇ソリドゥース責あるものと判決」されたのか、ということである。さらに『アンジェ書式集』についていえば、問題の書式の成立年代が不明であることのほか、ここでもまた、「ヘレンラント」に住む「自由人」が、その「ヘル」の媒介をへずに、直接国王に対し軍役義務を負っているのか、という疑問が生ずる。われわれは、それゆえ、「ヘレンラント」ないし「ヘル」の国制史的地位を吟味してみなければ、にわかにここのダンネンバウアーの結論には同調できないのである。すなわち、われわれは今のところ、「ロマーヌス」が、少なくともメーロヴィンガー初期において、フランク国王に対して直接に軍役義務を負っていたか、という問題については、ダンネンバウアーの慎重論に沿つて考える限り、まだ決定的な論証は提出されていない、と解せざるをえないのである。

(iii) ダンネンバウアーがメーロヴィンガーの軍隊の構成要素として考えた第三の階層は「クライネレ・ケーニヒスロイテ」である。この点に関するダンネンバウアーの敘述中、まずわれわれの注目を惹くのは、その冒頭におけるつ

きのごとき記述である。

「このクライネレ・ケーニヒスロイテは、カー、ロリンガ、時代の、リベリーの前身（Vorahren「祖先」であり、彼らと同様、<sup>シュテットラント</sup>國家領に住み、その代償として、貢租と奉仕、とりわけ軍役の義務を負っていた。」（三頁）

すなわち、これによって、ダンネンパウアーは、この「クライネレ・ケーニヒスロイテ」を「國王自由人の前身」と考えていたのであって、それをただちに「國王自由人」そのものとは考えていなかったらしい、ということがわかるであろう。この第三の階層は、以下に述べるように、さらに二つのグループにわけて考えられているが、ここであらじめお断わりしておくならば、そのいずれについても、それが「自由人」であるか否かは問題にされていない。

(a) ダンネンパウアーが「クライネレ・ケーニヒスロイテ」と名づけたもののうち第一のグループは、ローマ末期の「ラエティイ」、すなわち、國家領に定住せしめられたゲルマン諸部族出身の部隊である。彼らは、ローマ皇帝に仕えたのと同じ仕方、ガリアの新しい主人（フランク國王）に仕えた。プロコップ（六世紀中葉）は、これらのローマの部隊がクロードヴィツヒに従ったこと、彼らとその伝統的な慣行を保存しその子孫に伝えたこと、彼らが古い徴兵名簿によつて召集され、かつてのローマの制服を身につけていたことなどを、詳細に報告している。この制服はやがて消滅してしまつたが、彼らの古い権利と義務は存続した。彼らは軍役義務とひきかえに國家領の用益権を与えられ、もし彼らの子供が父の軍役義務をひきつぐなら、その土地を子供に相続させることもできた。彼らは城塞の守備隊としてメーロヴィンガーの諸國王に仕え、また「バギンセース」としてフランクの「コミテース」とともに戦場に赴いたのである（以上二五）  
（三・三頁）。

(b) この「クライネレ・ケーニヒスロイテ」に属する今一つのグループは、メーロヴィンガーの諸國王がローマ末

期の軍事的定住にならつて国境・開墾地・征服した地方に設定した軍事的植民である。これは、ランゴバルドの「アリマンネン」に対応するものであり、ローマ末期の「ラエティイ」と同一の負担を負つていた。ダンネンバウアーは、その痕跡をいくつかあげたのち、これを先に述べた「レウデース」(本節)すなわち「スプリーメース・レウデース」とは区別して、「パウペリース・レウデース」とよんでいる(三五)。これがマイヤーのいわゆる「レウデース」の階層に当ることは明らかであろう。われわれがここで注意しなければならないのは、ダンネンバウアーは、この「レウデース」と先に述べた「ラエティイ」を、一応別のものと考えているという事実である。

ダンネンバウアーは、このあと、再びカーロリンガー時代に戻り、彼のいわゆる「ツェンテナ」を概観したのち、二・三の展望を記して、この『カーロリンガーの軍隊』の論文のむすびとしている。しかし、われわれは、ここではその問題に立ち入らない。われわれは以下において、右に紹介したダンネンバウアーにおけるメーロヴィンガーの軍隊の構成を念頭におきながら、まず第一に、「ロマース」をめぐる問題を、第二に、「レウデース」をめぐる問題を検討し、そこから、メーロヴィンガー時代における「国王自由人」の問題を考える手がかりをつかみたい、と考える。

- (1) ここでダンネンバウアーがあげているのは、ここの勅令の第二章の末尾(Cap. 1, 134)、原文を引用すれば、“pauper qui nec mancipia nec propriam possessionem terrarum habet.” という箇所である。
- (2) この疑問は、もともと直居氏から指摘されたものである。
- (3) 念のため、ダンネンバウアーがここで「王領地」とあるという解答を提出する際の論旨を述べてみると、つぎの通りである。ダンネンバウアーは、まず、八〇五年にディーデンドルフで出された勅令を問題にする。ここでは、聖職者身分に入ろうとする自由人は、あらかじめ国王の許可をえなければならぬ、と規定されている。この規定によると、これらの自由人を、通説にいわゆる「ゲルマン的自由」の觀念をもって律しえないことはもとより、彼らと不自由人の差がどこにあるかさえ疑わしくなる。ところが、

問題を解く鍵は同じ勅令の中に存在する。というのは、そこでは、聖職者になることがしばしば軍役その他の「フンクテियो・レガリス」を免れる口実に使われる、ということが、右の規定の理由としてあげられているからである。すなわち、これらの自由人は、まず軍役を負担する自由人であった。それならば、「フンクテियो・レガリス」とは何か。それは、ウァクンデ文書にしばしば登場してくる「國王賃租」である。その言葉は、カローリンガーのインムニテート文書においても、しばしば「軍役義務」と結合して現われてくる。また、その言葉はメーロヴィンガー時代においても用いられているが、もとローマ末期の行政用語であって「税金」を意味する。ボンテイトム・ゾブリク「公けの土地台帳」に記載されている「ポッセソーレス」に対して、聖職者身分に入ることを禁じた例も、既にローマ末期ならびにメーロヴィンガー時代に見出される。もちろん、ローマの「土地台帳」ないし「地租」がガリアにおいてそのまま存続したわけではなく、そして、カローリンガーの中心はかつてのガリアの外部にある。しかし、ここにも、「アブリカ・フンクテियो・ネース」を国庫ないし國王に収める「自由人」が、多数存在したのである。したがって、ここでも王権は、租税負担者の数が減少しないように配慮しなければならなかった。「自由人」たちが閉じられたゲマインデを形成し、彼らの土地をその成員以外の者に譲ることを禁じられたのは、そのためであり、事実上彼らの土地をえた者が、同時に彼らの義務をひきうけなければならなかったのも、そのためである。八三二／四年の実例はこのあとをばあいを示すとともに、國王賃租と軍役義務の相関性も示している。またこの相関性は、八四〇年の事例にも示されている（以上二つの実例の史料はいずれもウァクンデ文書）。なぜこれらの自由人が國王に対して賃租と奉仕の義務を負うか、ということは、同じ八四〇年ライヘナウ修道院に宛てられた文書によって知ることができる。すなわち、彼らは「王領地」に住んでいたのである。——この論証過程はきわめて圧倒的に見えるであろうし、事実、少なくとも「古典学説」を紛粹するに足る説得力をもっていることはいうまでもない。しかしそれによっても、われわれがここで指摘した疑問は解消されない。それどころか、以上の論証過程によって、われわれはむしろ、つぎのような問題を新たに指摘することのできるものである。すなわち、第一に、右においてダンネンバウアーが用いている史料は、いずれも「國王自由人」の解体を示唆するものである、ということ。第二に、カローリンガー時代においてさえ、「國王賃租」と「軍役義務」が同時に同一の「國王自由人」に課せられていたことを示す史料は意外に少ないのではないか、ということ、以上の疑問がそれである。われわれは、ここではとりあえずこうした疑問を指摘するにとどめなければならぬ。

- (4) K.F. Stroheker, Der senatorische Adel im spätantiken Gallien, 1948. なおこの研究の要点は、増田『論文集』の第三論文『古代末期のガリア社会』によって知ることができる。

- (5) ただ一つ気になるのは、その末尾、「國王のフィデーレス・レウデース」が出陣する際には、彼らはその武装したクネヒテ従者な

らびに彼らに隷屬する自由人たち、すなわち彼らのプエリー、ヴェイリー・フォルテース、アミキー、ガシンディーなどともに戦場に赴いた」という記述である。これは、註(6)ならびにそれに対応する本文で問題にする論点と関係してくるであろう。

(6) ここでの「ヘル」ないし「ヘレンラント」の解釈いかんによっては、「ヘレンラント」に住み、しかも國王に対して軍役義務を負う「自由人」の存在は、國王自由人學說そのものにとって、きわめて困難な問題をはらむもの、と思われる。なお、次節・三・iiで扱う「リーテン」の武裝権の問題を参照。

(7) なお、ダンネンバウアー「ガロ・ローマ人の法的地位」一〇四頁・註二九参照。そこでもダンネンバウアーは、この「ラエティ」について、「die Vorläufer der späteren Königsleute」という表現を用いている。

## 第二節 「ロマーヌス」をめぐる問題

われわれは本節において、メーロヴィンガー時代の「ロマーヌス(・ポッセソレス)」が、マイヤーのいうように、既に「國王自由人」とよばれるべきものであったか、という問題を、彼らは果して國王に対して軍役義務を負っていたか、という視角から検討する。これまでのところで既に紹介しておいたように、マイヤーも(第四章、第一節)、またダンネンバウアーも(節前)、國王に対する軍役義務を「國王自由人」の本質的属性——少なくともその一つと考えているからである。ところで、この問題と関連するダンネンバウアーならびにマイヤーの論文は、いずれも、「ロマーヌス」の人命金をめぐる問題を解こうとして書かれたものである。したがって、われわれは、ここでは、まず「ロマーヌス」の人命金をめぐる問題の紹介からはじめたい。

(一) これも既に前章(第二節)でふれておいたように、『レークス・サリカ』によると、「ロマーヌス」は、一〇〇ソリドウス、すなわち、「自由フランク人」の半額、「リーテン」と同額の人命金しか保障されていない(『レークス・リアアリヌス』の法的地位がフランクの自由人より劣悪なことは)。しかも、この「ロマーヌス」は、一般に「自由人」であると考えられてい

る。したがって、ただちにつきのことが問題とならざるをえない。なにゆえに、「自由人」である「ロマーヌス」は、「自由フランク人」の半額の人命金しか与えられないのか、という問題がそれである。この問題は、フランク人がローマ人を征服した、という事実によつては解きえない。ローマ帝国に侵入したゲルマン人は、特殊な例外を除けば、法律上ゲルマン人とローマ人を対等にとり扱つており、フランク人も決してその例外ではない。現に、ガリアのローマ人がクロードヴィツヒを両腕をひろげて歓迎した、という記録も残っているのである。

以上が、永い期間にわたつてヨーロッパの法制史学界における論争の主題となつた。「ロマーヌス」ないし「ロマーヌスの人命金」をめぐる問題である。ここでは、この問題に関する学説史の詳細に立ち入つてはいとまもないし、また、その必要もないので、以下において、現在においてもこの問題に関する支配的見解と目されるハインリヒ・ブルンナーの「天才的」解決の概要を紹介するにとどめたい。

ブルンナーは、まず、フランク人のもとにおいては、「自由人」の人命金（二〇〇ソリドゥス）が三つの部分にわかれていることに注目する。すなわち、この人命金の三分の一は、「平和金」<sup>フレイドゥス</sup>として国庫に納付される。残り三分の二のうち、さらにその半分は被殺害者の子息に（Erbshühne）、他の半分はもつと広い範囲の親族に（Magshühne）支払われる。したがつて、「自由フランク人」の人命金は、それぞれ六六ソリドゥス三分の二の「平和金」・「エルプジュエネ」・「マークジュエネ」の総計である。ところが、ローマ人は「ジッペ」をもたず、したがつて、殺害された「ジッペ」の成員に対する復讐の義務も、また人命金ないし贖罪金に対する「ジッペ」の関与をも知らない。そこで、「自由フランク人」の人命金中、まず、「マークジュエネ」（六六ソリドゥス三分の二）が脱落する。ところが、國家は、全人命金の三分の一、被殺害者の相続人なり親族なりが受けとる額の半分を、「平和金」として要求するのだから、それにとま

つて、「自由フランク人」の「平和金」(六六ソリドゥス三分の二)のうち、「マークジュエネ」の分に当るもの(三三ソリドゥス三分の一)も脱落する。こうして、自由人たる「ローマ人」の人命金は、「自由フランク人」のそれと同額の「エルプジュエネ」(六六ソリドゥス三分の二)とそれにもなう「平和金」(三三ソリドゥス三分の一)を合計した「一〇〇ソリドゥス」になつたのである。これを要するに、「エルプジュエネ」の額(六六ソリドゥス三分の二)に着目すれば、「フランク人」と「ローマ人」の間にはいかなる差異も見出されない。

以上がブルンナー説である。これは、一見、きわめて鮮やかな解決のように思われるであろう。しかし、われわれは、今日、ブルンナー説の一つの前提になつてゐる「ジツペ」の概念について、根本的な疑問をもたざるをえない(第三章・第(三節・二))。われわれはまた、『レークス・サリカ』(第六章・二)によると、「親族」が存しないばあい、「マークジュエネ」そのもの(少なくともその一部)を國庫が要求してゐるのに、なにゆえに「ローマ人」のばあいに限つて、國家は、「マークジュエネ」とさらにそれにもなつて「平和金」の一部をまで放棄したのか、という疑問を抱かざるをえない。そうしたいわば技術的な疑問は一応措くとしても、ブルンナー説の致命的欠陥として指摘しなければならぬのは、つぎのような単純な事実である。すなわち、仮にブルンナー説が正しいとしても、人命金を支払う側から見れば、「ローマ人」の生命は、それを奪つたとき、依然として「自由フランク人」の半額にしかつかない、という事実がそれである。そうして、先にマイヤーに対する疑問としても述べたように(第四章・第(三節・三))、抑々人命金という制度が、少なくとも一つには、あらかじめ一定の人命金を保障することにより、それを保障された者が妄りに殺害されることのないように配慮する、という趣旨をもつた制度であるとすれば、最も重要なのは、被殺害者の遺族がどれだけの人命金を受けとるか、ということではなく、ある身分に属する者に対して都合どれだけの人命金が保障されている

か、ということである。因みに、もしプルンナー説が正しいとすれば、——通説によると「ジツペ」をもつのは「自由人」だけのはずであるから——「リーテン」や「プエル・レーギス」も「自由フランク人」と同格、という奇妙な結論に導かれざるをえまい、と考えられる。

(二) ここでもまた、問題を根本的に再吟味し、それを新しい基礎の上におく役割を果たしたのは、今は亡きダンネンバウアーである。われわれはつぎに、『ガロ・ローマ人の法的地位』(一九四一年)に示された彼の見解を検討してみたい。

(i) ダンネンバウアーは、そこで概ね以上においてわれわれが略述してきたような形で、問題の所在ならびにプルンナー説を中心とする学説史的处理をすませたのち、ローマ末期におけるガリア社会の実態を問題にし、とくにいわゆる「セナトリッツェル・アーデル」の存在を強調する。その上で、この時期のガリアにおける身分構成を考える、そこには、大別してつぎの四つの階層が見出される。すなわち、第一に、奴隷(ならびに解放奴隷)、第二に、コロニス、すなわち、土地に縛られてはいるが法を字義通りにとれば「自由な」<sup>フライエ・ツインズ</sup>貢租負担農民、第三に、都市ならびに農村における中産的土地所有者の階層、第四にいわゆる「セナトリッツェル・アーデル」の階層がそれである。これをまず、『レークス・サリカ』の人命金秩序に登場する諸身分のうち、「ローマ人」にかかわるものと比較してみよう。第一の奴隷については、もともと人種も問題にならないし、また人命金は保障されていない。人命金を与えられている「ローマ人」は、「ロマーヌス・トゥリプタリウス」と「ロマーヌス・ポッセソーレス」とにわかれている(『レーク章の六・七』)。したがって、この「ロマーヌス・トゥリプタリウス」が先の「コロニス」に、また「ロマーヌス・ポッセソーレス」が先の「中産的土地所有者」に当る、と考えることは、むしろ自然である。ところが『レークス・サリカ』

のローマ人に關する諸身分の中には、「セナトールリッシエル・アーデル」に當るものがない。そこで通説は、「ローマヌス・ポッセソーレス」が、この「セナトールリッシエル・アーデル」の階層をも含むものであり、『レークス・サリカ』の人命金秩序は、それらをも含めて、自由なローマ人を「リーテン」と等置した、と考えたのである。だがそれは果して正しいだろうか(以上一〇三頁)。——ダンネンバウアーは、以上のように問題を設定して、つぎに、「ポッセソーレス」とは何か、ということを検討する。

ローマの法律用語において、「ポッセソーレス」とは、もともとその社会的地位いかんにかかわらず「土地所有者」そのものを意味した。しかし四・五世紀に都市において起つた変化(後述)にともない、「ポッセソーレス」という言葉は、やがて都市の中産階級であつて都市に課せられた全負担を世襲的に背負う「クリアーレス」と同義語になつた。さらに『レークス・サリカ』の諸写本中『ヘロルド本』(「ローマヌス・ホモ・ポッセソール、すなわち、彼らがそこに住むパー」)によつて、「ローマヌス・ポッセソーレス」がほかならぬ「クリアーレス」の階層であることを知りうる。「セナトールリッシエル・アーデル」は、「クリアーレス」とは異なり、都市の行政に服しておらず、したがつてその負担からは自由である。また彼らの土地所有は、「クリアーレス」のそれに比して著しく大規模であるのみならず、一地方に限局されていない(「テオドシウス法典」には、「広大なまた様々の屬州を」)。こゝして、ダンネンバウアーは、彼の第一の成果として、つぎのことを確認する。すなわち、『レークス・サリカ』の「ローマヌス・ポッセソーレス」には、「セナトールリッシエル・アーデル」たるローマ人を含めて考えるべきではなく、「クリアーレス」、すなわち、中・小土地所有者たる都市民のみを考えるべきである、ということである(以上一〇六頁)。

ところで、以上のように考えるとき、すぐにつぎのような問題がわれわれに迫ってくるであろう。第一に、それな

らば、「セナトリーツシエル・アーデル」はどうなったのか、第二に、都市の中産階級であるにしてもやはり「自由人」であつた「ポッセソーレス」が、なぜ「リーテン」と等置されたのか。いうまでもなく、ここでわれわれが知りたいのは、このうち第二の問題である。ダンネンパウアーは、この間にこたえるために、まず、フランク的ないしゲルマン的觀念によれば「完全な自由」<sup>フオレウライヒト<sup>6</sup></sup>の標識は何であるか、ということの問題にする。一言にしていえば、それは「すべての人的隷属関係の欠如、奉仕と貢租の義務の欠如、という点に存する。完全自由なフランク人は、なんびとに対しても貢租を支払わず、なんびとに対しても奉仕の義務を負わなかつた」のである。「ローマヌス・ポッセソーレス」はどうか。なるほど彼らは身分的には自由人であつたろう。しかし、彼らは租税を支払つていた、いな、彼らこそ、「ローマ末期における唯一の租税負担者であり、フランクの支配下においてもそうであつた。」周知のように、デイオクレティアアヌス以来、<sup>ユガートイオ</sup>地租は、<sup>カセグアトイオ</sup>人頭税とともにローマ税制の基礎をなしており、もともとすべての土地所有に課せられていた。<sup>(7)</sup>しかし、四・五世紀以来、国家は租税の徴集という困難な仕事を都市の自治<sup>共同責任に委ね</sup>た。こうして、一方における「クリアーレス」の貧窮化とならんで、他方において、都市共同体に属さずまた都市の裁判権に服さなかつた「セナトリーツシエル・アーデル」が、事実上租税の負担から免れるという事態が起つたのである。その結果、<sup>ポリアイテムシムブリウム</sup>租税負担の義務ある土地所有者として、今や「クリアーレス」のみが残つたのである。彼らは都市の土地台帳に記載されており、その土地台帳はフランク人の手に移された。したがつて、『レークス・サリカ』の「ローマヌス・ポッセソーレス」は、まさに租税を負担していたがゆえに、「完全自由人」<sup>ベネインゲヌス</sup>とは見做されず、それより少ない人命金しか与えられなかつたのである。<sup>(8)</sup>（以上、一〇八頁）。

- (ii) われわれは、以上のダンネンパウアーの説明によつて、なにゆえに『レークス・サリカ』の「ローマヌス」が

「自由フランク人」よりも低額の人命金を与えられたか、また、なにゆえに「ロマーヌス」は「完全自由なフランク人」と同格と考えられなかったか、という点については、きわめて納得のいく論証が提出された、と考える。しかし、以上の説明によつてもなお明らかでないのは、なにゆえに「ロマーヌス」がほかならぬ「リーテン」と等置されたか、ということのいわば積極的な理由である。念のため、以下において、ダンネンバウアーのこの論文の中から、それらの点の手がかりとなる点を摘記しておきたい。

ダンネンバウアーは、先にも指摘したように、ローマの「コロヌス」をほぼフランクの「リーテン」の階層に当てるもの、と考えている。それならば、なにゆえに、その「コロヌス」(レックス・サリカ)の「ロマーヌス・トゥリプタリウス」が、人命金秩序の上で、「リーテン」よりも下位にランクされているのか。「ロマーヌス・ポッセソーレス」を以て上のように処理したダンネンバウアーにとつて、この解答はきわめて容易である。「コロヌス」より一段上の「ポッセソーレス」が、既に「リーテン」と同一のランクを占めていたから、「コロヌス」はそれよりも下位にランクされるほかなかったわけである。しかし、ダンネンバウアーは、さらに進んで、その社会的実態において、「リーテン」の地位が「コロヌス」のそれよりもまさっているのではないか、と考えられる点をいくつかあげている(一二五頁<sup>七</sup>)。その第一は、「リーテン」が武裝権をもち、その主人にともなつて戦争に出かけることができた、ということである。この点は、もしそれが事実であるとすれば、われわれの考察にとつて、きわめて重要な意味をもつであろう<sup>(八)</sup>。その第二は、些か逆説めくが、「コロヌス」はまさに「自由」人であつたがゆえに「解放」されえなかつたのに対し、「リーテン」は「解放」によつてその地位を改善しえた、という点である。第三に、両者はそれぞれ主人の土地のほかに自らの土地をもつことができたが、それを自由に処分しえたのは、「リーテン」だけであつた。この第一・第三

の点は、本稿におけるわれわれの考察にとつてあまり関係がない、といつてよいであろう。最後にその第四は、「両者における負担の軽重の問題である。すなわち、貢租のほかに、「リーテン」はその主人に対して「リティモニウム」を支払い、「コロヌス」もまた「人頭税」<sup>カピタライオ</sup>を支払わねばならなかったが、後者の方がはるかに重かった、という。このばあい、「リティモニウム」に関する史料は、サン・ジェルマン・デ・プレの土地台帳らしいが<sup>(一六頁、註八八)</sup>、それを「レクス・サリカ」の「リーテン」と関連させて考えてよいか、という問題、むしろ、ゲルマン人から成るローマの部隊である「ラエティ」との関連において考えられないか<sup>(本章・第三節を参照)</sup>、という問題は、少なくとも一応検討してみることが必要であろう。

これを要するに、「リーテン」は、社会的には「コロヌス」よりも幾分上位にあつた、と言つてもよいかも知れない。とりわけ、彼らが武裝権をもち、その主人にともなつて従軍したということは、きわめて重要な意味をもちうる。しかし、その史料の成立年代に疑問が残ることを別にしても、「リーテン」が従軍したのは、その主人に対してであつて國王に対してではない、という事実を見落すことはできない。また、仮にこの武裝権こそが「リーテン」を「コロヌス」から際立たしめている決定的要因であるとしても、他方、その「リーテン」と等置された「ポツセン」が軍役義務を負つていたかどうかは、依然として不明である。結局のところ、以上に問題にしてきたダンネンバウアー論文をもつては、『レクス・サリカ』において「ロマヌス」がなにゆえにほかならぬ「リーテン」と等置されたのか、という積極的理由を十分に明らかにすることはできないのである。

(三)・(i) われわれは、つぎに、この点に関するマイヤーの見解を問題にする。これは前章でも問題にした『國王自由人』の論文に見出されるものである。「ロマヌス」ないし「ロマヌス」の人命金をめぐる学説史の大筋を辿る

ならば、テオドール・マイヤーは、まさしく、ダンネンバウアー説によつてもなお完全には埋められていない・右のような空隙を、「国王自由人」という概念によつて埋めようとしてこの論争に参加した、と言つてよいであろう。マイヤーによれば、「ダンネンバウアーといえども、この研究を執筆した当時、国王自由人という身分を知らなかつたのである。」(頁<sup>(二九)</sup>)

マイヤーの見解は、少なくともその結論についていえば、きわめて明快である。彼は、既に紹介しておいたように、『レークス・サリカ』の「ロマーヌス」を「国王自由人」であると考える(第四章・第三節)。一方、マイヤーは、『レークス・サリカ』の人命金秩序において、この「ロマーヌス」と同一の人命金をもつ「リーテン」も、同様に「国王自由人」であると考え(同上)。したがつて、もしこのようなマイヤーの考え方が正しければ、すなわち、「ロマーヌス」<sup>II</sup>、「国王自由人」<sup>I</sup>、「リーテン」という等式が成立するならば、フランク人によつて「完全自由人」と見做されなかつた「ロマーヌス」が、『レークス・サリカ』の人命金秩序において、なにゆえに、ほかならぬ「リーテン」と同列におかれたか、という積極的理由が、完全な形で提示されたことになるであろう。

しかし、われわれは、既に前章(第三節)において、『レークス・サリカ』の「リーテン」を「国王自由人」と考えることには、根本的な疑問が存在することを指摘しておいた。ここでのわれわれの課題は、マイヤーが、なにゆえに、ダンネンバウアー説を一步押し進めて、「ロマーヌス」を「国王自由人」と考えたのか、そうして、そう考えるのは果して正しいか、という問題を検討することである。そのばあい、われわれは、あらかじめ、マイヤー説の成否の鍵は、「ロマーヌス」が国王に対して軍役義務を負担したということの論証にある、と考へてよいであろう。ダンネンバウアーによれば、「ロマーヌス」は、身分的には少なくとも「自由人」であり、国王以外のなんびとに対して

も、人的隸属關係に立っていない。彼らは、国王ないし國家に対して直接に（誰かあるヘルを媒介することなく）租税を納付している。マイヤーの用語法からいえば、おそらく、彼らは「自由な国家臣民」という名称に最もふさわしい存在と考えてよいであろう。しかし、彼らは国王に対して軍役義務を負っていたかどうか、という、少なくともマイヤーにおける「国王自由人」の概念にとつて最も決定的と思われる点が、ダンネンバウアー説をもつてしては必ずしも明らかではない。マイヤーは果して「ローマヌス」の軍役義務を論証しえたであろうか。

(ii) 念のためわれわれは、マイヤーが、この問題を扱った『国王自由人』の論文において、右に紹介したダンネンバウアー説との関連において述べていることを検討しておきたい。

第一点(a)——「私は、租税の支払いの中に、ローマ人の身分的位置づけの、出発点ならびに原因をではなく、その結果を見たい。すなわち、ローマ人は、〔租税を支払っていたから「不完全自由人」と考えられたのではなく、彼らは〕ローマ時代のキーヴィスがローマ皇帝の臣民であったのと同じく、フランク国王の臣民であった……だからこそ彼は租税を支払ったのである。」

第二点(b)——「フランク人のもとには、ポッセソールレスという身分の段階は存在しなかったが、つぎのような一段階すなわち、ラ、エ、テンという段階が存在した。彼らは、富裕であること稀らしからず、租税を支払い、軍役義務をおこない、同時にまた国王の臣民であつて、社会経済的な観点からもまた國家に対する関係からも、ローマ人と等しい位置にあつた。私は、このラ、エ、テンに対して「国王賃租負担者」という名称ならびに「不完全自由」・「半自由」という近代的新造語を避け……、むしろ〔それを〕「国王自由人」〔とよびたいのである〕。(以上、二九頁)

この第一点は、マイヤーとダンネンバウアーにおける基本的発想法ないし「国王自由人」概念へのアプローチの相違を示唆するものとして、きわめて興味深いし、また、貢租と租税を同一視する——社会経済的事実と身分的位置づけという国制史事実とを無媒介に直結する傾きのあつたダンネンバウアー説にくらべて、考え方の上で一歩前進し

ている、といつてよいかも知れない。しかし、ここでのわれわれの考察にとつては、そこから多くのものを読みとることができない。問題はむしろ第二点である。

そこでマイヤーが「ラエテン」という言葉の下に念頭においているものは、次節において詳しく検討するように、明らかに『レークス・サリカ』の「リーテン」のことである。だが、先に『レークス・サリカ』の「リーテン」について検討し、また、ダンネンパウアーにおけるメーロヴィンガーの軍隊の構成を見ておいたわれわれにとつては、ただちに、そこでマイヤーが「リーテン」と等置した「ラエテン」は、実は、ゲルマン人から成るローマの部隊としての「ラエティー」ではなかつたのか、という疑問が生じるであらう。しかし、この点についての考察は、次節に譲ることとして、ここでは、われわれの考察を「ロマーヌス」に限定しよう。そうすると、そこでマイヤーは、「ラエテン」(マイヤーの理解では「リーテン」、われわれの疑問によると「ラエティー」)を、國王の臣民であつて軍役義務を負担するもの、と考えている。さらに彼は、國家に對する關係においても、それと「ロマーヌス」を等置しているのだから、マイヤーは、「ロマーヌス」もまた軍役義務を負担した、と考えているらしい、という推定が成立する。前項におけるわれわれの學說史的な位置づけのないし問題整理は正しかつたのである。

(iii) 事實マイヤーは、「ロマーヌス」がフランク國王に對して軍役義務を負担した、と考えている。それならばその根拠は何か。われわれはつきにその点を検討しなければならぬ。しかし、実のところマイヤーは、この点をあまりにも自明のことと考えていたらしく、自ら積極的にその論拠を提示しているわけではない。われわれは、フェルディナン・ローの研究に関連してマイヤーが述べたことの中に、彼自身の論拠らしいものを見出しうるにすぎない。

マイヤーは、ローによつて、「ローマ市民が、原則として兵役義務を負つており、カラカラ帝の勅令によると彼ら

は自由人であつた」ことが詳論されている、と述べたのち、つぎのようなローの言葉を引用している。「一つの法的擬制は、彼らは自由身分をもつ、それゆえに兵士となることができる、と主張する。」<sup>(1)</sup>「自由な農民は——それが存続する限り——彼らの《自由》のしるしとして、直接に租税を支払う。」そして、マイヤーによれば、——ゲルマン人の「レウデース」の自由と対応する——このようなローマ市民の自由は、フランク時代を通じて存続した、とされている(頁三二)。さらに、マイヤーは、「ロマーヌス」の法的地位をフランク時代の「国王自由人」のそれと比較する際、前者に関して、「彼らはカラ、カラ帝の勅令の意味におけるライヒスピュルガーであつた」と述べている。われわれは以上によつて、マイヤーが、フランク時代においても「ロマーヌス」が軍役義務を負担していた、と考えていたこと、ならびに、その論拠を明らかにできたと考える。その論拠とは、具体的にいえば、「カラカラ帝の勅令」(二二年)なのである。

われわれはここで、先に紹介しておいたダンネンバウアーの慎重論(本章・第一節・二・ii)を想起しなければならない。ダンネンバウアーは、最終的には、「ポッセソールス」(われわれのいう「ロマーヌス」)の国王に対する軍役義務を肯定する。しかし彼は、それについていろいろな問題点を指摘しており、また彼の結論が「推定」にすぎぬことを自覚していた。そのばあい、彼の慎重論の根拠となつたのは『テオドシウス法典』(四三八年)——とりわけ、その、僅少の土地をもつ者は幾人か集つて一人の兵士を差し出さねばならぬ、という規定である。この規定は、既に、有名な八〇七年の勅令の規定を想起せしめるものである、といつてよい。<sup>(2)</sup>すなわち、仮にカラカラ帝の時には、すべての自由人は、まさに彼が自由人であることのゆえに、自ら軍役義務を負担すべきである、という原則が存在していたとしても、その原則は、『テオドシウス法典』の時代において既に、そのままの形では維持できなくなつたのである。「クリアーレス」の階

層の社会的没落は、ちょうど四・五世紀ごろ、ローマの都市行政に生じた変化によって著しく促進されたはずである。また、「ラエティイ」として、ゲルマン諸部族の出身者が用いられていたこと自体、右の原則が少なくともかなり大幅に崩れてしまっていたことを示唆しているのではあるまいか。いずれにせよ、三世紀初頭のカラカラ帝の勅令にもとづく「樂觀論」によつて、五世紀前半の『テオドシウス法典』にもとづく「慎重論」をおしのけることは、論理的に不可能であるばかりでなく、マイヤーのこの論文を精査してみても、ダンネンバウアーの慎重論を克服できるような論拠は、何一つとして提出されていないのである。

われわれはこうして、つぎのような結論に到達せざるをえない。「ロマーヌス」が「国王自由人」であるか、あるいは、どれだけ「国王自由人」に近かったか、という問題について、現在までに明らかになっていることは、結局、ダンネンバウアーがメロヴィンガーの軍隊の構成に関して述べたことにつきてゐる。マイヤーがそれに加えたものは、たかだか、「ロマーヌス」の「国王」ないし「国家」に対する「租税」負担義務を、彼らが「自由な国家臣民」として国王に直屬していたことの徴証と解する可能性、だけである。しかし、他方においてわれわれは、「ロマーヌス」の軍役義務については、ダンネンバウアーの慎重論に対してすら、より一層慎重な態度を要請された。したがつて、少なくとも、軍役義務が「国王自由人」の本質的標識であるとすれば、われわれは、「ロマーヌス」を「国王自由人」と断定することを躊躇せざるをえないのである。

- (1) 増田『論文集』の第三論文『古代末期のガリア社会』においては、この問題は意識的に考察の対象から外され、世良教授が『フンデルトシャフト』をお書きになったときには、まだ以下に問題にするダンネンバウアー論文を入手されていなかった。
- (2) この問題についての学説史は、ここでとり上げるダンネンバウアーならびにマイヤー論文のほかに、U. Stutz, "Römerwergeld"

und "Herrenfall". Abh. d. preuß. Akad. d. Wiss. (1934), phil.-hist. Kl. 2. 2. 47. 知ることが出来る。これについては、前田俊哉氏が、昭和三十六年度北大文学研究科修士論文において詳論するはずである。

(3) 前註に記した論文におけるシュトウツツの言葉。

(4) H. Brunner, DRG, I, 1906, S. 335 f. ダンネンパウアーによると、これはもと、第一版・第二巻、六一四頁・註七に示された見解の再論であるという(九七頁・註七)。

(5) 久保教授は、この第六二章・二を、「しかるに父方、又はいずれか一方に親族が存せざりし場合には、その分は国庫(fiscus)に受領せられるべし」と訳された上、*ut* のような訳註を付しておられる(一六四頁)。「原文は Quod si de una, paterna seu materna, nullus parens non fuerit, illa portio in fisco colligatur. et *ut* の *ut* であるが、ここに de una とあること、一写本(Codex I bei Gefleken) に *ut* de nulla と改えられ、de nulla であるならば、全文は『しかるに父方、母方いずれにも親族が存せざりし場合には、……』と訳されることになる。」

(6) 念のために一言するならば、今われわれが問題にしているのは一九四一年に公けにされた論文である。したがって、当時においては、「国王の自由」と対比された——マイヤーの意味での「完全な自由」という概念は、まだ提出されていなかった。それゆえ、ここでダンネンパウアーのいう「完全な自由」とは、さしあたり、「古典学説」的な概念であり、諸部族部法典の「自由人」が、「半自由」・「不自由」との対比において、「完全な」といわれているのである。しかし、われわれの前章における分析に誤まりがなれば、彼らは国王に対して軍役を負担していたと思われる。そうだとすると、(6)の箇所は、「国家に対する軍役以外の奉仕の義務」と補正する必要があるのかも知れない。また、マイヤー説に関する限り、彼の「完全自由」という概念には、こうした古典学説的な「完全自由」の概念ならびに、「国王の自由」と対比された「完全自由」の概念が、雑居していると思われる節がある。この点については、次節をも参照のこと。

(7) この点については、弓削達『カピタティオ・ユガティオ』(『社会経済史大系』・I・古典古代、一九五九年)を参照。

(8) ここで、先にダンネンパウアーが提起した二つの問題のうち第一の問題、すなわち、フランク支配下における「セナトリーツェル・アーデル」に関する彼の見解を、ごく簡単に紹介しておきたい。『レークス・サリカ』はなぜ彼らについて完全に沈黙しているのか。第一の理由は、北ガリアにおいては、もともと、そしてとりわけゲルマン人の脅威にさらされる四世紀以降、その数が少なく、五世紀には、フランク人は自己の支配領域内におけるその存在を知らなかったからである。第二の理由は、(ガリア全体に

ついて) こうした「セナトリーツェル・アーデル」が比較的後代まで(たとえば八世紀初頭まで)生きのびていたとしても、その時には、彼らはフランクの大土地所有者と合体して一つの社会層(ポテンテース)を形成し、「ポプルス・フランコルム」として、國王とともにライヒの統治に当たっていたから、『レークス・サリカ』の改訂に当たっても、とりわけ彼らのことについて書き加える必要はなかった(一一三・四頁)。

(9) ダンネンバウアーはここでその史料の典拠をあげていないが、これは「Lex Salica, 100 Titel-Text」の第三七章一によるものと考えられる。この点、前田氏の御指摘に感謝する。

(10) 第四章・第二節の末尾において閑説した箇所は、ここにつづいている。しかし、「ダンネンバウアー」は「リーテン」に「ケーニヒスツインザー」とは言っていない。したがって、そこで紹介した「部族法的身分秩序」と「王権の身分秩序」に関するマイヤーの論点は、ダンネンバウアー説批判としては、全く場違いのものであることがわかるであろう。なおマイヤーは、この論文の中で、もう一箇所、ダンネンバウアーによる「ケーニヒスツインザー」というよび方を批判している(二二—三頁)。ここでは、「ケーニヒスツインザー」という名称は、國王のグルントヘル的隷農(國王のグルントヘルンシャフトの隷農)にはふさわしいが、國王自由人の身分的特質を抹消する」という。これは、原則的に正しい批判と思われる。すぐつぎの本文をも参照。

(11) ここでマイヤーは「F. Lot, La Gaul, 1947, S. 377 f., 410. (因みに、この引用については「F. Lot, Les invasions germanique, La pénétration mutuelle du monde barbare et du monde roman, 1953, S. 167 ff., 195 ff., bes. 197.)を指示しているが、もしこのような見解が成立するとすれば、それはいうまでもなく、われわれが第二章(第一節・第三節)で扱った「自由人のみが武装能力をもつ」という原則の起源——したがってまた第三章(第三節)で扱った「軍隊王権」の理解の仕方と関係してくる。

(12) 本章・第一節・一(註・一)を参照。

### 第三節 「レウデース」をめぐる問題

本章において、われわれの最後の課題として残されているのは、「リーテン」・「ラエティー」・「レウデース」が、マイヤーのいうようにお互いに等号で結べるものであり、したがってまた、いずれも「國王自由人」であるか、という問題である。マイヤーは、これら三つのものならびに「ロマーヌス」をおしなべて「國王自由人」と等置した『國

王自由人』の論文において、「レウデース」をめぐる問題から彼の考察を開始している。われわれもまた、この点に  
関するマイヤーの論旨の展開過程を忠実に追いつながら、その根拠に逐次検討を加えたい。

(一) マイヤーがこの論文の冒頭に掲げているのは、「レウデース論争」に関する学説史である。しかし、それは同  
時に、それ自体、マイヤーが「レウデース」『国王自由人』と考える重要な論拠となっており、われわれには逆に、そ  
こからマイヤー説を検討ないし批判する手がかりをつかめるように思われるので、以下においてはまず、些か煩瑣に  
わたるきらいはあるが、その要点を紹介しておきたい。

(i) マイヤーが「レウデース」をめぐる学説史の冒頭に掲げるのは、アイヒホルンである。「アイヒホルンによればドイツ人のもとに  
おける中世初期の国家は、ゲフオルクシャフツフェルファツス 従 士 制 という本質的標識をおびていた。」以下マイヤーの引用するアイヒホルン説を摘

記すれば——「グフオルク 従 者 のごとく国王に対し従軍の義務を負う……多数の自由人があった。……レウデースは疑いもなくこの  
義務を負っている……。それゆえわれわれは、この時代に召集に召し集める義務をもっていたものとして、もとフランク国王の グフオルク 従  
者 であつたもの……を考えることができる。かかる グフオルク 従 士 たちに対する報酬として、諸国王はその王領地のかんりの部分グフオルク  
を使用した。……彼らのうち比較的身分の高い階層は、アントゥルス、テイオーネンという名称をもっており、……自ら自由人（アリマン  
ニア）(2) から成る、グフオルク 従 士 団を率い、プロケレース、オプティマーテリス、セニオーレス・ポプリー、マヨールレス・ナートゥー・エト・メリ

オーレース・フランキーという名前で把握されており、……われわれはそれをフランクの貴族と称ぶことができる。」これを要する  
に、アイヒホルンは、「レウデース」を「国王の従士」と解し、さらにそのなかで、「アントゥルス・テイオーネン」という比較的狭い  
層と「ヘールマンネン」というより広い層とを区別したのである（以上八頁。なお、第一章・第一節・二iiiにお  
けるボーズルの「テキスト」からの引用を参照）。

(ii) つぎに、「歴史家」ワイツ（頁八）をへて、ロート、が現われる。「彼は、アイヒホルンが描いたとき国家を、つぎのような仕方  
で封建国家と名づけた。」——「第一に」それは国家首長に対する臣民の直接的、下屬を廃棄する……。『第二に』自由人……は

臣民ではなく封臣であり、国家的統一の具現者としての国王ではなく、個人としての国王に……下屬する。」——ワイツはこれに対して反撃したが、ロートはその見解を変えない。——「私は、私の『恩貸制の歴史』において、メーロヴィンガー王権の重心をレウデースに求め、それをタキトウスの従士団と中世の封臣の中間項たらしめんとする旧説を批判し、封建制の先蹤たる恩貸制が……おそらく八世紀初頭にはじめて成立したものである、ということを明らかにした。」

ロートにとっては、「臣民団体」は「近代国家の基礎」であり、「それなくしてわれわれはおよそ秩序立てられた国家を考へえない」ものであったが、彼は「かかる基礎の獲得がただ始源的な良き秩序への復帰としてのみ把握されるべきこと」ことを証明しようとした。その彼にとって、「レウデース」は七世紀の中葉において「従士者」でもなく、また「王領地所有者」でもなく、「一地区の自由人全体」にほかならなかつた。すなわち、「レウデースの団体」こそ彼の求める「一般臣民団体」にほかならなかつた。だがこのようなロートの見解は、「レウデース」の具体的内容として、彼自身「アントゥルス・テイオーネン」・部隊長」・従士団のメンバー」・戦士」・半自由人」・完全な自由人」・兵士」・軍役義務を負う王領地所有者」・王領地所有者」などを算えあげていることと矛盾するであろう(以上九頁)。

(iii) 以上が有名な「レウデース論争」の出発点と核心であり(一〇頁)、結局、周知の通り、ロートの見解が支配的地位をかちえた。「支配的な法律家の学説」に対してはげしい論難を浴びせたあのドーブシュでさえ、基本的にはロート説の呪縛を脱することができなかったのである。彼にとっては、「従士制は……一般的な公民關係に対する変則を意味した。」(彼は多くの点でロートから隔っており、ロートの見解を是正している。しかし、結局のところ、彼はレウデースを封建制の先蹤と称し、そのことをもつて、封建制の起源を八世紀におく(ハインリヒ)ブルンナーに対する攻撃の根拠としてしている。彼は、レウデースが六世紀において既に現われる、ということから、封建制はこの時代に既に始まっている、という結論を引き出す。しかし彼は、レウデースが事実封建家臣の前身であった、ということを証明しなかつた。したがって彼は、レウデースの本質と特質を見誤り、その点で彼の立証は躓いたのである。)(以上三頁) すなわち、マイヤーは、「レウデース」を「封建家臣の前身」とは考へない。

(iv) ついでマイヤーは、いわば「古典学説」から「国王自由人」への過渡期をなす諸研究を概観する。(フォン)ドゥンゲルン・

ヒルシュ・ワース・ミッタイス、それにマイヤー自身によって提出された例の「人的結合国家」から「制度的領土国家」へというシェーマ、そのうちとりわけ前者の概念がそれである(一三頁)。そうして、法制史の標準的概説書は、すべて、「従士制」の個々の点については敘述しているが、そこでは、「国家における、また、国家の形成に対する、従士制の機能的意義・動態的作用は、ほとんど明らかにされていない」として、再び——「従士制」に関する見解を以前よりも深めた『中世盛期の国家』における——ミッタイス説をとり上げている。

「フランク人はなるほど(クロードヴィッヒの)『臣民』ではあったが、のちに警察国家がこの言葉を用いた意味においてではなかった。狭い忠誠の圏トイクライスのまわりに、『臣民』がその中に立つ広い忠誠の圏がおかれていた。彼らもまた広い意味では国王のレウダース・フィデーレースとよぶことができる。ここでもまた、国家権力のもとへの下属という抽象的概念が支配していたのではなく、支配者と人民の間にある人的関係の生き生きとした直観が支配していた。それ(『支配者と人民の間にある人的な関係』はいわば、一つの大きな従士団として現われる(はこの傍点)——マイヤーは、このミッタイスの見解をもって、アイヒホルンにつながるものと考えている(以上一三頁)。

(v) こうしてマイヤーは、マイヤー、自身ならびに、ダンネンバウアーによる「国王自由人学説」に到達する。まず彼自身の研究について——

「私は……その際『領土国家の原理』とならんで、中世中期における開墾の自由(3)へ導かれた。私はこの与えられた『自由』の根源を探り、この自由を国家と結びつけて考察しようとした。そうして原則的には同一の諸契機を既に中世初期に見出した。中世中期におけると同様に、この自由、すなわち、国家権力の担い手のもとへの直接の下属は、国家の形成のための重要な基礎、国家の構築のための動的契機、国家の維持のため有効な手段である。ライプヘルに対する従属の代りに、国家の結晶点・代表者としての国王のもとへの臣ウンテルターニヒカイト属、国王の自由の原則、国家的高権のもとへの自由な臣ウンテルターニヒカイト属が存在した。それはしかし多様な義務と結びついていた」(一六頁)。

マイヤーはひきつづき、ダンネンバウアーによって「この国王自由人の法的地位がもの見事に明らかにされた」ことを指摘して

いる。マイヤーによるならば「その結果、百年にも及ぶレウデースをめぐる論争は、今日、最終的に解決され」（一七）、またメーロヴィンガー国家に関する「全体像は、再びアイヒホルンに結びつく」（同上）にいたつたのである。

(vi) だがわれわれは既に、ダンネンバウアーが「レウデース」を「国王自由人の前身」とよび、「国王自由人」そのものとは考えていなかったらしい、ということを知っている（本章・第一）。またダンネンバウアーは、たしかにある意味で「国王自由人」の「法的地位」を明らかにしてはいる。彼はしかし、われわれが本章（第二）でとり上げた論文以外のところにおいても、「レウデース」に関する史料から「国王自由人」の概念を構成したり、あるいは、それを「国王自由人」と等置したりはしていない。しかしそれだけではない。われわれは右に要約したマイヤーによるレウデース論争の学説史そのものの中から、「レウデース」『国王自由人』というマイヤーの結論に対して、二・三の疑問を提出することができるのである。

第一に、ロートによつて算え上げられた「レウデース」の具体的内容をふり返つてみよう。そこには「半自由人」などとやらんで「完全な自由人」が見出されるのである。これは、いうまでもなく、「部族法上の自由人」のことである。このことは、マイヤー自身による「国王自由人」の定義（ここではv）、「リーテン」『国王自由人』という理解とどう関係するのか。第二に、右の学説史においてマイヤーは、一貫して、「レウデース」が「国王の従士」であることを強調している。われわれは、そのことを、アイヒホルンに与えられたきわめて高い評価（i・iv・v）、マイヤー自身の「人的結合国家」の概念とミッタイスにおける「従士団国家」の構想の重視（iv）などに、はつきり認めることができる。これを裏から確かめてくれるのは、マイヤーが、ロートのように、「レウデース」を「臣民」として、ま

たその国王に対する関係を「国家首長に対する臣民の直接的下屬」として把握することには反対している、という事実であろう。しかるにマイヤーは、ほかならぬ彼自身の「国王自由人」の概念に関連して、「国家権力の担い手のもとへの直接の下屬」・「国家の結晶点・代表者としての国王のもとへの臣屬」・「国家的高権のもとへの自由な臣屬」について語っている。このような理解はロート説といったどのよう異なるのか。

(二) われわれは既に、「軍隊王権」の問題を扱った際にも、これと同じ疑問に遭遇した(第三章・第三節)。われわれは、こでの疑問を解くためにも、もう少し、『国王自由人』の論文におけるマイヤーの論旨の展開過程を跡づけなければならない。

(i) 「レウデース」に関する学説史を了えたマイヤーは、民族大移動期におけるゲルマン人の国家形成についてまず概括的な展望を試みる。その中でマイヤーは、「ローマの遺産」(頁一七)を重視し、「大国家」形成のきっかけを与えた「指導的人物」(アリオヴィストやオドアケルなど)について、つぎのように述べている。

「彼らが創り出したものは、彼らのベルゾンに結びついた従士団国家であった。だがそれは、困難な危機に耐えるべく、あまりにも脆弱であった。そのためには制度的諸前提が絶対に必要不可欠であつたらう。ゲルマン人には、自分たちだけでそれを創り出す力はまだなかった。そのためには、彼らはローマの諸制度を学ばなければならなかった。これらの指導者たちは、大抵、ローマ人のもとで軍制と兵役を学んだのである」(頁一八)。

この説明はきわめて明快である。「ゲルマン的従士団国家」はいわば純粹な「人的結合国家」であり、「ローマの諸制度」の教訓・影響なくしては、そこから「国王の自由」の原則は生れえないのである(第三章・第三節末尾におけるわ)。  
(れわれの結論的な見直しを参照)

(ii) ついでマイヤーは、「軍隊王」の指導のもとにおける「諸部族・諸部族国家」の形成について語る。ここで、ランゴバルト人が「様々な部族に属する者を、彼らを軍隊に受け入れることができるように、『自由(人)』であると宣言した」という例が引きあ

いに出されるのである(第三章・第三節)。マイヤーは、フランクの「バゲンセース」も様々な部族の出身者を含んでいたのだから、こ  
 こでも事情は同一であつたらうと推定する。

「自由人への」解放はそのばあい、これらの者がいかなるライプヘルをもたず、直接に國家のもとにあることを意味した。彼ら  
 は國王の「ヘルマン、ネン」であり、ランゴバルド人のもとにおいてはアリ、マン、ニ、ザルツブルクの史料においては、エクセルキターレ  
 スと称ばれる。彼らは、軍役・公的勤務・橋と道路の手入れのための勞働、しかしさらにはまた貢租(支払)の義務を負つた。國王  
 は農民的フーフエの授与によってその生計のために配慮したが、彼らはそれを特別の許可なしに放棄したり他人に貸したりすること  
 はできなかった。同様に、彼らに対して、自己托身によって教会に身を委ね、それによって軍役を免れようとするものが禁じられて  
 いた。しかし國王自身は彼らを手離すことができた……。フランク人のもとにおいて、彼らはレウデニス・スカリーティ(シャリ  
 ーティ)・スカラマンニー(シャーラマンニー)と称された。彼らは、ケーニヒスホーフあるいは兵站基地における勤務を義務づけ  
 られつつ、……警備隊として全帝國に植民された。この國王のもとへの画一的な下屬は身分の平均化……と結びついた。」

われわれは、まず、ここでは「軍隊王権」の概念が、「ゲルマン的從士團國家」の系列上にあるもの、といわんよりはむしろ、「國  
 王の自由」と密着したもの、したがって、(i)と考え合わせるなら、既になんらかの形で「ローマの遺産」を継承したものと用い  
 られている、ということに注意しなければならない(第三章・第三節末尾ならびに第四章・第一節・二)。しかし、ここでわれわれの課題としてより重要な  
 ことはつぎの事実である。すなわち、ここでマイヤーが「レウデニス」『國王自由人』について展開している概括的敘述は、「レウデ  
 ニス」についての実証的な(あるいは学説史的な)分析から帰納的にえられた結論ではない。それは、マイヤー自身ならびにとりわ  
 けダンネンパウアーの諸研究により、主にか、ロリンガー、時代の史料を用いて明らかにされた「國王自由人の法的特点性」(註四三)  
 の概括である。マイヤーは、そうした成果を前提として、少なくともここでは「レウデニス」そのものの側については格別の根拠を  
 あげることなく、それをフランクにおける「國王自由人」の名称ないし現象形態と推断しているにすぎないのである(後述四・  
 iii)。

(iii) つぎにマイヤーは、クロードヴィヒとその戰士の間で戦利品の配分をめぐるおこなわれた応酬に関する有名なエピソード  
 (グレゴール・フォン・トゥール、第二卷・第七章)にふれる(第三章・第三節・註七参照)。その結論としてマイヤーはつぎのように述べている。

「国王がかくも広汎な権利をもちえたのは、ただ彼の戦士・彼のレウデースに対してのみであって、部族、法上自由な、フランク人に対してではなかった。かくのごとき絶対的刑罰権を、軍隊王は彼の戦士・彼のヘルマンンに対してはもちえたが、人 民 王は自由な、フ、ホルクス、ゲ、ノッセに対してはもちえなかった」(頁一〇)。

ここでの「軍隊王権」の概念は、「人民王権」と対比された限りに於いて、右の(ii)におけるそれと対応するといつてよいであろう。しかるにマイヤーは、「この物語りから、われわれは、クロードヴィッヒの軍隊が従士団の軍隊であり、そこでは個々の戦士たちが国王に対して軍事的従属関係にある、という結論を引き出すことができる」と考えている。したがって、ここでマイヤーのいう「従士団の軍隊」とは、端的にいえば概念の混乱であり、客観的には、(i)における「ゲルマン的従士制」とは異なるのではないか。

(iv) マイヤーはさらに、クロードヴィッヒのローマ人に対する態度も、同様に理解できるとして、それを問題にする。マイヤーによれば、クロードヴィッヒが、シナグリウスに対して戦いつつもローマ皇帝に対して戦っていないのではないとしていること、また、のちに皇帝から執政官の位を与えられていることは、クロードヴィッヒがおそらくはローマ人の臣民たちのために、ローマ皇帝の形式的優位をはつきりとは拒絶しなかったことの証左である。これはいうまでもなく、既に紹介した「ロマーヌス(の人命金)」をめぐる問題に関するマイヤー説への伏線であるが、ここではただ、クロードヴィッヒの治下に入ったローマ人を、すべて、(i)における意味での国王の「従士」として把握することはもとより、(iii)における意味での「軍隊王権」としてのフランク王権の下において、それに対し「軍事的従属関係」にあるもの、と考えることも困難であろう、ということを描きつけておきたい(以上、二〇)。

(v) このようにしてマイヤーは、「レウデース」の問題に関する結論的敘述に到達する。

「国王自由人・レウデースの国王に対する 臣 民 関 係 は、表面的に観察すれば、いくつかの点で一九世紀前半の立憲的なドイツ国家における 王 属 関 係 と等置することができる。……しかしそれにもかからず法的基礎は根本的に異っている。

……レウデースは、国王に対する直接的な従属関係のもとにあった。しかしそれは、封建法の中に組みこまらるべきものではなく、独自の、カテゴリーをなしていた。その義務は、第一次的に 国家への所 属 にもとづくのではない。彼らは、国王が国家の結晶点である限りに於いてのみ、したがってただ第二次的にのみ、国家と結びつけられた。彼らの『自由』は、公 民 の自由では

なく、国王から与えられたものである。だからこそ国王は彼らを贈与することさえできたのである(一三二)。

われわれは以上によつて既に、基本的には、先に掲げた第二の疑問(一・vi節)に対するマイヤー自身の解答を見出しうるであろう。一言にしていえば、「レウデース」はたしかに「国王の従士」であるが、それはほかならぬ「国王の従士」であり、しかも「封臣層」とは異なつた「独自のカテゴリー」をなしているのである。この点においてわれわれは、マイヤーの「人的結合国家」の概念が何よりもまず(中世の)「豪族支配体制」を念頭において提出されたものであること、したがつて、そこで「国家」にまで「結合」せらるべき「ペルゾーン」とは何よりもまず「豪族」であること、を想起しなければなるまい。その意味では、国王と——右のごとくに理解された——「レウデース」の関係は、本来「人的結合」というカテゴリーには属さないのである。

(vi) マイヤーはさらに進んで、「フランク時代のレウデース・国王自由人が近代の文献にいわゆる一般自由人であつた」こと、「彼らの軍役義務がきわめて広汎なものであつた」ことを指摘して、「部族法上の完全自由人は国王自由人と全く異なる住民層に属していた」と考へる。「彼らもまた国王に対して緊密な奉仕(勤務)関係に立つことはあつたが、この関係はのちにさらに完成される封建法に対応するものである。」こうしてマイヤーは、「国王自由人と国王に勤務する部族法上の自由人・アントウルステイ・オーネンの根本的差異」を認識する。「アントウルステイ・オーネン」からはのちに「封臣層」・「騎士的封臣層」が生まれるのに対して、「国王自由人」からは「自由農民」が生まれ、のちに彼らはしばしば「自由な教会隷属民」となつた。わずかに、十分な財産をもち、あるいは他人に援助された者のみが軍役義務を果すことができ、また「ミニステリアール」の階層に上昇することができた。農民の一般的な軍役義務は、彼らが比較的大きな集団にまとめ上げられていたところにおいて維持されたにすぎない。

「かかる諸前提が与えられていたばあいには、「農民の自由」と政治的独立は維持された。この諸前提はまた、かかる「自由人」が、國王・領邦君主ランデスフェルストないし一般に国家的高権の担い手・所持者に対する直接の關係を維持したか否か、ということにかかっている。このような事実には、これまで、学問的研究は蹟いたのである。というのは、それ「従来の研究」は、かかる事情ならびに制度を、封建法フーレンと完全な・部族法的な自由の観点から考察・判断し、国家への臣属シュクテックウンテルテューニヒカイト（国家の臣民であること）を生み出した・レウデースの独特な従士關係を認識せず考慮しなかつたからである。それらをして誤らしめたのは、「一つには」時には部族法上の完全自由人もレウデースとよばれている、という事実である。ロートは、レウデースが、アイヒホルン説とは異なり、封建法フーレンのカテゴリには組みこまれなかつた、という事実を認識した。それゆえに彼は、「一般臣民団体とは別な」レウデースの存在そのものに異議を唱えた。ドープシュは反対の誤まりを犯した。彼もまた特別なカテゴリとしてのレウデースの特性を認識せず、それを封田レインスツワッザレンと見做した。レウデースの問題は、多かれ少なかれ従士制的に構築され・その内部に封臣層とならんで、さらに國王自由人が存在する國家、という視点からのみ、理解できるのである。」(頁三)

レウデースの問題をめぐる学説史から出発したマイヤーは、その学説史を右のごとく位置づけて、レウデースの問題に関する考察をひとまず終るのである。われわれのつぎの課題は、ここに示された「レウデース」の理解、その「國王自由人」としての把握、それと「部族法上の完全自由人」との対置・峻別などについて検討を加えることである。

(三) しかしわれわれは、その問題にとりかかる前に、さらにマイヤーの論旨の展開過程を追いつながら、「リーテン」ないし「ラエティー」(「ラエテン」)を「レウデース」と等置したり、あるいはそれらを、「レウデース」とは独立に「國王自由人」と見做す論拠があるかどうか、その点について検討を加えておきたい。

(i) 右に詳しく紹介してきたように、「レウデース」を「國王自由人」と考えることによって、それをめぐる問題に——少なくとも主観的には——決着をつけたマイヤーは、つぎに「人命金秩序」の問題にとりかかる。そこでマイ

ヤーは、諸部族法典の成立・それに対するフランク王権の影響について簡単な序論的考察をおこなったのち、われわれが既に紹介し検討した(第四章・第三節)『レークス・サリカ』の「人命金秩序」の分析をおこなっている(二四頁)。そこには『レークス・サリカ』の「人命金秩序」に関する限り、マイヤーが「リーテン」『国王自由人』と考える唯一の根拠が提示されていたのであるが、それはわれわれの批判に耐ええないものであった(第四節)。

だが、われわれが本節において、「レウデース」の問題に関するマイヤーの敘述を詳細に検討した結果に従えば、実はマイヤーは、ここでも「リーテン」『レウデース』と考える具体的な根拠を、なにひとつとして提示してはいないのである。マイヤーは、「レウデース」『国王自由人』と考え、それを「完全自由人」と対置・峻別した。しかるにマイヤーにとつて、この「完全自由人」とは「部族法上の自由人」——『レークス・サリカ』の「自由人」と同一物である。したがってマイヤーは、『レークス・サリカ』の「人命金秩序」において「自由人」より一段下に位する「リーテン」を、「国王自由人」と等置する。結局のところ、「リーテン」『国王自由人』という見解は、こうした論理的要請にもとづく推断でしかなかつたのである。

(ii) マイヤーはさらに進んで、同じくこの「人命金秩序」の問題の一環として、こんどは「ロマーヌス」(の人命金をめぐる問題の学説史にとりかかる(三五頁以下))。その中で彼はシュタインバッハ説に関してつぎのように述べている。「決定的な契機は、ロマーヌスと同様、「それが人命金秩序において等置された」ゲルマン人のリーテンもまた、統一的な社会的下層を占める階層を形成していたのではない、という事実の中にある。社会的に高い地位を占めるゲルマン人のリーテンも存在したのである」(三八頁)。この「社会的に高い地位を占めるリーテン」なるものは、「リーテン」『国王自由人』説の論拠となりうるであらうか。

マイヤーは、そこでは、この点に関する典拠を示していない。しかし、それと同趣旨の敘述は、さらに二つの箇所において見出される。その一つは、われわれが既に本章・第二節(三・ii)において引用した箇所である。そこでは、「ラ、エ、テン」という表現を用いているが、マイヤーは彼らが富裕であること稀らしくない旨を述べ、ウエルナーの研究を引きあいに出している。そうしてマイヤーは、この「ラ、エ、テン」について、「租税を支払い、軍役義務をおこなひ、同時にまた國王の臣民である」と考えたのである。さらにマイヤーは、もつとあとのところで、「ザクセンのリー、テン」と「フランクのリー、テン」の地位を比較する際に(三三頁・第四章・第二節・五)、「ふたたびウエルナーの研究を引きあいに出しながら、「ラ、エ、テン」の社会経済的生活が恵まれていた例について語っている。われわれは、目下のところ、このウエルナーの研究を自ら検討することはできないが、マイヤーのいうごとく、「ラーテン」・「ラエテン」・「リーテン」という表現が、「互いに完全に相覆うものであり、同一の語源を有するものである」(三八頁)とすれば、以上は、「リーテン」・「ラエテン」を「國王自由人」と考えるための一つの実質的な根拠を提供しうるものであるかも知れない。

しかしわれわれは、その点について、マイヤーの典拠であるウエルナーの研究が考古学的な墓の発掘であること、また、マイヤーがいわばウエルナーのその研究を典拠としたばあいに限って「ラ、エ、テン」という表現を用いていること、以上二つのことを手がかりにして、方法的に、つぎのような疑問を提出することができるのではないかと考へる。すなわち、考古学的な墓の発掘から、そこに埋葬されている人間の法的地位・法的身分(このばあいは「リー、テン」を帰納するのは、一般に至難のことと考えられる。これに反してウエルナーが、ダンネンパウアーの意味における、すなわちゲルマン人より成るローマの部隊(ないしその後裔)としての「ラエティー」の墓を発掘した、というの

なら、それはきわめてよく理解できる事柄である。<sup>(10)</sup> そうして、この「ラエティイ」に関して、われわれが先に(本章・節・三・a)ダンネンパウアー説に拠りつつ述べたことを想起するならば、マイヤーが「リーテン」の国王自由人的特質について述べるとき、ほかならぬ「ラエテン」について語っているのは決して偶然ではあるまい、と思われる。しかし、ダンネンパウアーは、その「ラエティイ」をさえ、「国王自由人の前身」であるとは考えたが、「国王自由人」そのものとは見做さなかつたのである。果して、ウエルナー・マイヤー説には、このダンネンパウアー説をうち破るだけの論拠が存在するのか。果して、考古学的発掘によつて、「ラエテン」の「ラエティイ」の社会、経済的地位をこえて、その国、制史的、地位まで明らかにすることができるのであるうか。

(iii) もしわれわれのこのような疑問が正当な根拠をもつものであるとすれば、それによつて、マイヤーが「リーテン」ないし「ラエテン」を「レウデース」ないし「国王自由人」と等置する根拠はすべて失われたことになる。念のため一言するならば、それと同時に、「ロマーヌス」を「国王自由人」と等置する根拠も、すべて崩壊するのである。こうして、「ロマーヌス」の人命金についても、また、メーロヴィンガーの軍制についても、問題は、ダンネンパウアーがそれに関する二つの論文において明らかにしたこと以上には、さして進展してはいないということになる。しかしながらわれわれは、結論を急ぐ前に、先に(本節・三)留保しておいた問題にとりかからなくてはならない。

(四) われわれは本節の最後に、マイヤーの「レウデース」「国王自由人」説そのものに対して、われわれの根本的な疑問をまとめて述べておきたい。念のためにお断わりしておくならば、本節で紹介したマイヤーによる「レウデース」の把握についても、もしそれを彼の『カールリンガー時代の国家観』と比較検討するならば、依然として、われわれが既に「軍隊王権」の概念について問題にしたのと同じ疑問が残るであろう、と考えられる。すなわち、仮に「レ

ウデース」が、概念的にもまた歴史的にも、(広義の)「国王の従士」と「自由な国家臣民」の中間に位するとして、前者から後者への移行はいつ起ったのか、それは果してメーロヴィンガー時代のことか、という疑問がそれである。しかしわれわれは、ここではその疑問を繰返し述べることはしない。ここでわれわれが述べたいと考えているのは、より根本的な疑問、すなわち、マイヤーのごとく、「レウデース」を——それが「国王自由人の前身」にすぎないか、あるいは、「国王自由人」そのものであるか、にはさし当りかかわりなく——「部族法上の自由人」と対置・峻別できるか、という疑問である(本節・viにおける第一の疑問)。

(i) アイヒホルンにとつても、ロートにとつても、またドーブシュにとつても、「レウデース」が「自由人」であることは疑う余地のない事実であると考えられていた。<sup>(11)</sup>それが時には(自由人から成る)「一般臣民団体」と等置され、時には逆に(自由人間の私的従属関係であるがゆえに)「封建制の歴史的先蹤」と把握されたとしても、そのこと自体、いずれも「レウデース」を「自由人」と前提とした上でのことであつた。マイヤーの学説史に拠る限り、僅かにロートによつて、それが「半自由人」をも含むものであることが指摘されている。<sup>(12)</sup>もちろん、史料に現われる「レウデース」がすべて「自由人」であると確証することはできない。しかし逆に、「レウデース」が原則として「半自由人」(「リーテン」など)の階層に属するということは、右のごとき学説史的背景に照して考えても、それ以上に実証困難なテーゼであると考えられる。

それにもかかわらず、マイヤーは、「レウデース」<sup>(1)</sup>「リーテン」と考えたのである。その根拠は、実証的なものといわんよりはむしろ、まず「レウデース」を「国王自由人」と考え、ついで「部族法上の完全自由人」と「レウデース」<sup>(2)</sup>「国王自由人」とを対置・峻別する考え方であつた。だが、少なくとも『レークス・サリカ』に関する限り、抑々



ところで一方、『レークス・サリカ』の人命金秩序を想起してみよう。そこには「アントウルステイオーネン」という階層が存在している。そのすぐつぎに位する階層は、いうまでもなく「インゲヌス自由人」すなわち「部族法上の自由人」である。われわれが先に指摘したように、この「自由人」もまた、——この点については「レウデース」と同様に——國王に対して軍役義務を負っていたものと考えられる。さらに『レークス・サリカ』の中には、「自由人」とは別に「國王自由人」なる統一的身分は存在しない。また、そこでの「出征」に関する規定には、「リーテン」などの階層が登場してこない。しかも「レウデース」がほぼ『レークス・サリカ』の「インゲヌス自由人」に当る、と考えるなら、右に指摘した困難は、二つながら生じないのである。

以上のように考えてくると、われわれは、なにゆえにマイヤーが、あえて実証的困難をおかしてまで、「レウデース」を、『レークス・サリカ』の「リーテン」と等置し、「自由人」と等置しなかったのか、理解に苦しむざるをえないのである。なるほどマイヤーにとつて、そしてまた一般的にいつて、『レークス・サリカ』の「自由人」を「國王の従士」と考えることは困難であろう。そこには「國王の従士」として、別に「アントウルステイオーネン」という階層が厳存しているからである。しかし、ほかならぬマイヤーによつて、「レウデース」は、ロートの意味における臣民」でもなく、また、「アントウルステイオーネン」と同じ意味で「國王の従士」であるのではなく、それ自体「独自のカテゴリー」を形成していた、ということが主張されたのではなかったか。そしてそれに対しては、誤解をおそれずにいえば、「臣民」よりは「私的」な、そしてまた「従士」よりは「公的」な、国制史的地位が与えられていたのではなかったか（第四章・第三節・三・一。註4に対応する本文を参照）。

(iii) われわれはしかし、仮に右のような問題のたて方が正しいとしても、「レウデース」（もしかすると「部族法上の自

由人)をただちに「國王自由人」と等置するわけではない。そのことを明らかにするために、こんどは全く反対に、マイヤーのいうように、「レウデース」が「部族法上の自由人」ではなく「リーテン」である、というばあいを仮定して、論を進めてみよう。先にも指摘したように、もしロート説に根拠があるならば、「レウデース」の中には、少なくとも部分的には、「半自由人」が含まれている。その限りで以下の考察は、この「レウデース」たる「半自由人」については原則的に同一の妥当性をもつてであろう。

そのばあい、まず真先に問題になるのは、前章におけると同様に、「部族法上の自由人」でない者(『不完全自由人』・「半自由人」)を、どうして「自由人」と称べるのか、ということである。考えられる第一の根拠は、彼らが——われわれの眼から見て——「國王自由人」である、という事実である。マイヤーが、部族法的身分秩序から導き出された「不完全自由人」・「半自由人」という名称を、もともと王権(法)的身分秩序に属する「國王自由人」にはふさわしくない、と考えるのも、客観的にいえば、一つには、こうした考え方につながるものである(第四章・第三節・五。（ならびに註9を参照）)。しかし、そのことは、必ずしも、超越的な・歴史的事実と全く無関係な基準をふりかざして歴史を裁断する、ということにはならないかも知れぬ。というのは、考えられる第二の根拠として、われわれが今日「國王自由人」と把握する者(たとえばレウデース)と、全く、ないし、少なくとも重要な点において同一な国制史的地位をもつ者(たとえば勅令のリベリ)が、事実、「自由人」という名で史料に登場してくることもあるからである。見られる通り、この第二の根拠もまた、マイヤーによつて大いに用いられているものである(たとえば本節・二・i)。

しかし、ちょうどこの点において、もし「レウデース」が当時既に「自由人」として把握されていなかったのだとすれば、それがまだ「國王自由人」そのものではなく、たとえどんなにそれに近い存在ではあつても、その前身、そ

れへの歴史的先蹤にすぎない、ということが明らかとなるのではないか。というのは、そのばあい、われわれは、後の時代（カローリンガー時代）が達成したものを、先の時代（メーロヴィンガー時代）における「レウデース」の中によみこんではじめて、それが「国王自由人」である、と言えるにすぎないからである。

この最後の論点は、逆に、『レークス・サリカ』の「自由人」とはいかなる「自由人」か、それはむしろ「国王自由人」ではないのか、という問題を考察する際にも、同様に考慮に入れなくてはならないと思われる。いうまでもなく、『レークス・サリカ』の「自由人」には、われわれが指摘してきたように、国王自由人的特性がないわけではないが、それを、『レークス・サリカ』そのものないしそれと同時代の史料のみによって「国王自由人」と解することは、ほとんど絶望に近いであろう。そのためには、ほかならぬカローリンガー時代の史料からえられた「国王自由人の法的特殊性」、換言すれば、「国王自由人」の理念型、による補足が必要なのである（前述<sup>ii</sup>）。われわれは、以上のきわめて原則論的な指摘を最後に、メーロヴィンガー時代に関するわれわれの考察を、ひとまず了えることにしたい。<sup>(13)</sup>

- (1) 「レウデース」の問題について、われわれは既に、鈴木成高『Leudes について』（『封建社会の研究』、一九四九年、第四論文）において、ほぼドープシュの見解に沿った比較的详细な研究をもっており、また増田教授も、『西洋中世世界の成立』（一九六〇年）の中で、基本的にはこのドープシュ＝鈴木の線に沿いつつ、この問題を、「封建制」の起源の問題との関連においてきわめて重要視しておられる。以下に掲げるマイヤーによる学説史の検討は、これらのわが国における業績の位置づけのためにも役立つだろう。

(2) マイヤーはこの箇所につきのような註を付している。「このアリマンニアの言及が誤読と誤解にもとづくものであることは、つとに周知く知られている。」マイヤーがこれによって言いたかったことが、つぎの二つのうちいずれであるかは不明である。①「アリマンニア」の言及はまちがいである——しかし「アントゥルステイオーネン」が「自由人から成る、従士団」を率いていること自

体は正しい。②「アリマンニア」の言及はまちがいであり、しかもそれが、「アントゥルステイオーネン」の率いる「従士団」が「自由人から成る」と推定する唯一の根拠だから、「自由人から成る」いうこともまちがいである。

(3) このシェーマについては、近く、別稿『中世後期における身分制と領域的支配権——テオドル・マイヤーの近代国家成立論をめぐって——』において詳論する予定である。

(4) この限りで、世良教授が國王と國王自由人の関係を「人的」と称されたのは、マイヤー説の論理的帰結を貫いたものといつてよい。『フンデルトシャフト』・四・二九頁。ただし、そのことを「封建化」と結びつけて理解することは、右のマイヤーによる学説史において、はっきりと禁じられているはずである。この点については、「法制史研究」一〇（一九五九年）における私の書評を参照。

(5) したがって、再び世良教授によるマイヤー説の理解にふれるなら、少なくとも右の(i)・(ii)を関係させてよむ限り、「自由人のみが武装能力をもつ」という原則を「ローマ的」と解することは、マイヤー自身の中にながしかその根拠をもつ、と言わなくてはならない。ただし、マイヤーは右の原則そのものを「ローマの遺産」・「ローマの諸制度」との関係で語っていないし、すぐに述べることからわかるように、ここで示された「軍隊王権」の理解で一貫しているわけではない(第二章・第一節ならびに第三章・第三節を参照)。

(6) この箇所については、第四章・第一節・三・註(8)、また以下の本文については、第四章・第一節、とくにその三を参照されたい。(7) いうまでもなく、ダンネンバウアー『ミニステリアーレンの起源』は、ダンネンバウアー自身も、比較的早くから到達していたかかる見通しを、実証的に基礎づけることによって、「ミニステリアーレン」の起源をめぐる問題に新しい照明ないし出発点を与えようとしたものである。

(8) J. Werner, Zur Entstehung der Reihengräberzivilisation, *Archaeologia geographica*, I, 1950, S. 23 ff.

(9) そこでマイヤーは、「われわれはリ、テンを、アリマンネン・エクセルキターレス・國王自由人と等置した」と述べているからその根拠は、われわれがこれまでに検討してきた箇所に見出されなければならぬはずである。

(10) 本稿脱稿後、ここで述べた見解を Gehardt, *Handbuch der deutschen Geschichte*, 8. Aufl., S. 69 A. 6 によって確かめることができた。

(11) この点については、鈴木・前掲論文、二六五頁をも参照。

(12) もちろん、そのばあい、ここでいわれている「半自由人」とは何か、ということ、われわれがこれまでに指摘した問題——と  
りわけ「ラエティール」のそれに照して検討してみることが必要である。

(13) なお私は、近く、第二章・第四章ならびに本章で述べたような視角から、あらためて、『完全自由人とは何か』という問題につ  
いてより立ち入った考察を加えたい、と考えている。

—— 以上、一九六二・一・一六加筆 ——

# THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XII No. 4

## SUMMARY OF ARTICLES

---

### ADELSHERRSCHAFT UND KÖNIGSFREIHEIT IM FRÜHMITTELALTER (III) (S. 1-S. 68)

Takeshi ISHIKAWA

a. o. Professor (Rechtsgeschichte)  
Rechtswissenschaftliche Fakultät  
der Universität Hokkaido

- IV. Wergeldbestimmungen der Volksrechte—Vollfreien und Königsfreien (Fortsetzung).
2. Wergeldbestimmungen der Lex Salica und Königsfreien.
    - i) Wergeldbestimmungen der Lex Salica—Eine Übersicht.
    - ii) Die königsrechtliche Wergeldordnung, d. h. der Grundsatz : der Königsdienst verdreifacht das (volksrechtliche) Wergeld.
    - iii) Sind Romanus, Puer regis und Litus der Lex Salica wirklich Königsfreien ?
    - iv) Insbesondere, auf welchem Grund kann man denjenigen Romanus, Puer regis oder Litus, der nicht im Königsdienst steht, als Königsfreien erfassen ?
    - v) Am wenigstens ist es unmöglich, daß der Litus der Lex Salica ein Königsfreie wäre.
  3. Wergeldbestimmungen der Volksrechte und Vollfreien.
    - i) Volksrechtliche Freien und das Königtum.
    - ii) Ist der Adalingus der Lex Thuringorum ein Königsmann wie fränkischer Anthurstio oder ein altthüringischer Uradel ?
    - iii) Warum hat derjenige Ingenuus der Lex Salica, der nicht ein königliches Gefolge ist, im Heere zu dienen ?
    - iv) Kann man überhaupt die Freien der Volksrechte als Voll- oder Hochfreien ansehen ?
- V. Die Heeresverfassung in der merowingischen Zeit—Romanusfrage und Leudesfrage.

1. Ein Prolog—Die Auffassung von DANNENBAUER in: „Die Freien im karolingischen Heer.“
2. Romanusfrage.
  - i) Eine Übersicht der Frage.
  - ii) Die Auffassung von DANNENBAUER in: „Die Rechtsstellung der Gallorämer im fränkischen Reich.“ —Hatte der Romanus dem König den Heerdienst zu leisten?
  - iii) Die Auffassung von Th. MAYEY in: „Die Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalters“. —Kann man den Romanus der Lex Salica als einen Königsfreien annehmen?
3. Leudesfrage.
  - i) Eine Übersicht der Frage.
  - ii) Die Auffassung von Th. MAYER in: „Die Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalters.“
  - iii) Kann man den Litus, den Laeten (=Laeti) und Leudes miteinander gleichsetzen?
  - iv) Hat man überhaupt die Leudes nicht für volksrechtliche Freien, sondern für Königsfreien zu halten?

(Fortsetzung auf dem nächsten Heft)